

第百三十一回
会

参議院世界貿易機關設立協定等に関する特別委員会會議録第七号

平成六年十二月八日(木曜日)
午前九時開会

委員の異動

十二月七日

風間 昶君
市川 正一君
谷本 龍君

補欠選任

和田 教美君
林 紀子君
山口 哲夫君

十二月八日

山口 哲夫君
青島 幸男君

補欠選任

谷本 龍君
西川 潔君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

矢田部 理君

委員

上杉 光弘君
野沢 太三君
野間 越君
稲村 稔夫君
梶原 敬義君
北澤 俊美君
山下 栄一君
立木 洋君
井上 吉夫君
大木 浩君
大塚清次郎君
加藤 紀文君
笠原 潤一君
木宮 和彦君
北 修二君
沓掛 哲男君
河本 三郎君

國務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君
外務大臣 河野 洋平君
大蔵大臣 武村 正義君
文部大臣 与謝野 馨君
厚生大臣 井出 正一君
農林水産大臣 大河原 二郎君
通商産業大臣 橋本 龍太郎君
労働大臣 橋本 龍太郎君
建設大臣 浜本 万三君
自治大臣 野中 広務君

政府委員

國務大臣 五十嵐 三三君
内閣官房長官 宮下 創平君
環境庁長官 大西 孝夫君
環境庁企画調整局長 石坂 匡身君
外務大臣官房外務参事官 谷内 正太郎君
外務省総合外交政策局国際社会協力部長 高野 幸二郎君
外務省経済協力局長 原口 幸市君
外務省経済協力局長 平林 博君
外務省条約局長 折田 正樹君
大蔵省主計局長 中島 義雄君
大蔵省関税局長 鏡味 徳房君
大蔵省証券局長 日高 壮平君
大蔵省国際金融局長 加藤 隆俊君
文部省初等中等教育局長 野崎 弘君
文部省高等教育局長 吉田 茂君
文化庁次長 林田 英樹君
厚生大臣官房総務審議官 太田 義武君
厚生省生活衛生局長 小林 秀賢君
農林水産大臣官房長 高橋 政行君
農林水産省経済局長 東 久雄君
農林水産省構造改善局長 入澤 肇君

事務局側

常任委員会専門員

大島 弘輔君

本日の會議に付した案件
○世界貿易機關を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)
○著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○加工原料生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対に関する請願(第三号外三、五件)

○減反政策反対、安全な食糧の安定的確保に関する請願(第四号外四、一件)

○米の適正流通対策及び今後の米管理政策に関する請願(第一〇号)

○ガット合意の国会承認反対に関する請願(第一六号外一、四件)

○ガット農業合意の承認反対に関する請願(第四号外一、三件)

○米の生産安定、食糧自給率の向上及び日本農業の発展に関する請願(第五号外一、一件)

○時代に即応した新しい食糧管理法の制定に関する請願(第二一〇号)

○米の輸入自由化反対、国民の主食を守る政策に関する請願(第二七九号外二件)

○ガット合意に基づく協定の承認反対に関する請願(第二一〇号外一件)

○食糧自給率の向上、日本農業の発展、食の安全確保、食糧管理法の改善・充実に関する請願(第二二二号外一、〇件)

○ガット包括合意案の撤回、食糧自給率の向上及び食糧管理法の改善に関する請願(第二六五号)

○食糧管理制度を始めとする農業政策の改善等に関する請願(第二七三号外一件)

○食糧管理制度改革並びに平成六年産米の集荷販売対策に関する請願(第三三五号)

○米の安定供給、食糧自給率の向上及び米の輸入自由化反対に関する請願(第四四七号)

○米輸入自由化反対に関する請願(第四八八号)

○米の輸入自由化反対に関する請願(第八四七号外一、〇件)

○ガット合意の国会承認反対等に関する請願(第一五七、一七号)

○ガット合意の承認反対に関する請願(第一六三七号)

○米の輸入自由化阻止に関する請願(第一七二八号)

○ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承認反対、安全な食糧の安定的確保等に関する請願(第一七三三号外二件)

○委員長(矢田部理君) ただいまから世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、風間昶君、市川正一君及び谷本眞君が委員を辞任され、その補欠として和田教義君、林紀子君及び山口哲夫君が選任されました。

また、本日、青島幸男君が委員を辞任され、その補欠として西川潔君が選任されました。

○委員長(矢田部理君) 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、特許法等の一部を改正する法律案、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案、以上八案件を一括して議題とし、質疑を行います。

○笠原潤一君 自民党の笠原潤一でございます。

いよいよWTOの審議も今回が最後の委員会になってまいりました。君に忠ならんと欲すれば孝

ならずと、平重盛、ハムレットの心境であります。前におられます総理大臣初め各閣僚の方々も、国会で衆参で六回の決議がされました、あのことを思い合わせ、昨年の今ごろ、十二月十三日、細川元総理大臣がついに米の部分自由化を受け入れたわけでありました。したがって、私どもにとっても、また総理大臣初め各閣僚にとっても、考えてみれば前政権の、それは外交は継続しなきゃならぬ、世界の大勢には逆らえない、こういうことで苦渋の選択をされた、こう思っております。

そもそも、東京ラウンドの後、ウルグアイのプンタデルエステでガット・ウルグアイ・ラウンドが開催され、そして今日七年越しの交渉の結果いよいよファイナルを迎えようとしておるわけですね。二十一世紀に向け日本の将来を占う試金石というか、かけというか、今国会における年金法、

税制改革法案はもとよりありますが、政治改革法案とそれから小選挙区・比例の各法案、先般参議院で可決されたわけでありましたが、それとさう迎えるようとしておりますWTO法案は、果たして日本の今後吉となるか凶となるか。私は分岐点になる、戦後、いや今世紀最大の国運をかけた重大な案件であると思っております。

ゆえに、この法案の今後の推移いかんによって、重大な危機感と同時に一大転換期ということにどう対処していくのか、ひしひしと身に戦慄と責任の重大さ、とりわけ審議に参画したことの使命と責任を痛感している昨今でもあります。

村山総理は、私は世界に通用する風貌を持つておられると思うんです。愛称はトンちゃんと言われますけれども、いや、私はそれよりも村山富市

つあん、トミー村山さんの方が世界に通用すると思うんです。本場に総理の顔は、アメリカ中西部へ行っても、あるいはフランスやドイツやあるいはスペインの田舎へ行っても、あなたと同じような風貌の人に会ったから、そういう点では私は、国際会議に行かれても非常に親しみのある顔だと思つて、ああ、これからやつぱりトミー村山さんの方がいいなと。かつては総理とか日本の

首脳で、何々さんとか首脳でお互いに名を呼び合った方がありますが、私はやつぱりそういう点では、これから総理がそういう意味で国際場で通用する政治家である、そういうことで私は非常に親近感を持っております。

それと同時に、総理が御就任になったときに、私はあの総理の記者会見を聞いておりました。そして、あの記者会見の中で国旗や国歌について、そして、前の細川総理や羽田総理大臣がおっしゃったあの侵略戦争に対するあなたの考え方も、やつぱりあなたは正統期から昭和の一けた時代、戦中戦後を生き抜いてきた。そして、その中で胸に何かあなたは持っていていらつしやる。それが社会党という、あなたは国会の中に籍を置かれたけれども、それ以上に日本人だという気持ちも私はひとしお痛感したんです。ですからさういう意味で、あなたのこのウルグアイ・ラウンドに対する気持ちも、そして日本の農業がどうなつていくか、私はその点ではあなたの胸中を察して余りあるものがあると思ひます。

私そのものも、これは本当は重大で、心は反対だけれども、これは実はしかし賛成しなきゃならぬという、本当に自民党の皆さん、ほとんどの皆さんもWTOは賛成なんです。多国籍貿易でたくさん物動き、サービスがいろんな分野で行われていく、そして世界経済もブロック経済からいわゆる世界経済になっていくんですから、これは日本にとっても喜ぶべきことであります。日本はもろろ自由貿易国家ですから、貿易で立国しているわけですから、私どもにとっては一番大事なことでもあります。

その点では私は何らWTOに対しては反対はしないし、心から賛意を表しながら、そしてこれからヨーロッパはEU、アメリカはNAFTA、そういう地域ブロック化が進んでくる。今、本当にさういうことで、下手をするとAPEECだって、東南アジアだって、さういうブロック化の経済にどう対処していくかというところは、私はやはりさういう意味でこの世界貿易機関ができることは非

【参議院】

する特別委員会会議録第七号 平成六年十二月

八日 参議院

には私はレーガン政権というものが、あるいはブッシュに続いてこの十数年間、長い間かかってこのレーガノミクスというのは成功したと思うんです。アメリカは一時的に農業もだめになり、製造業もだめになって失業が多くなってきた。犯罪もふえてきた。しかしこれじゃいけないということで、レーガンさん、何といったってああいう一つの主義主張をやって、そして一応アメリカの経済が復興してきて、今、アメリカは非常に失業が減ってきました。それには日本企業もどんどんどんどん行っただけですから。

そういう点でいって、外務大臣、先ほどの話に関連いたしますけれども、あなたがこの前カイロへ行かれて、ああいう人口会議で一生懸命お取り組みなされたと同じように、日本はやはり何となく将来のリーダーシップを発揮する国ですから、この貿易協定は当然それは結ばなきゃならぬでしょう。しかし、これから農業の自立とそれから世界食糧をどうするかという問題は、これは二十一世紀を見据えていきますと本当に食糧は欠乏してくるんです。中国の例を引くまでもありません。今、サハラ砂漠はどんどん進行している。ですから、そういう点からいって、世界食糧機構というものは国連の中で独立した、そしてそういうものがなかったらこれは大変なことになると思うんで、その点について外務大臣、ひとつ所見をお伺いしたいと思いますし、決意のほどをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(河野洋平君) 笠原議員からいろいろと御指導をいただいておりますが、私も議員と同じように、将来、地球上のさまざまな問題が我々の前にやってくるけれども、予測できる範囲で我々が大変な問題と認識しなければならぬのは人口問題であり、それと同じ問題意識を持たなければならぬのは食糧問題だと思います。

御指摘がありましたFAOは、食糧・農業問題を扱う唯一の国際機関でございます。このFAOが設立以来、人類の飢餓に対して最も深刻に、そして最も正面からこの問題に立ち向かって今日ま

でございました。さまざまな情報を集め、統計をとり、提案をし、いろいろと努力をしてこられたFAOの活動に敬意を表したいと思います。今、御指摘のとおり、ともすれば貿易という大きな波の中で、この食糧問題というものはややもすれば声は小さいという感じなきにしろあらずでございます。しかし、FAOはFAOで問題意識は非常に深刻に受けとめておられて、最近もその機構を改革しよう、活動の場をもっと広げなきゃならぬということからFAOの改革が提案をされているところでございます。

先々月でございますが、FAOの事務局長、デューフさんという方が日本へ来られました。セネガルの御出身の方でございますが、このデューフさんに私もお目にかかりまして、FAOの改革等についてのお話をお伺いをいたしました。私は事務局長に、我が国としても大いに改革を支援したいということをお願いしておきました。私は、FAOがこれから国連の場、国際社会の場で大いに発言をされて、活性化をしてほしい、そしてそのFAOの発言がさまざまな国際機関に大いに影響を与えてほしいものだというふうに考えております。

WTOにおきましても、御案内のとおりまず最初に環境と貿易の問題について委員会ができて議論することにもなっておりますので、そうした場で我々も大いに努力をしたいと思っております。

○笠原潤一君 ありがとうございます。

実は、これから農林水産大臣、通産大臣、大蔵大臣、文部大臣それから自治大臣にいろいろこの問題についてお伺いしようと思いましたが、たった二分しかありません。

考えてみますと、大蔵大臣にはこの農業合意の六兆百億円、自治大臣には一兆二千億円、これは必ず約束してお互いに行ってもらいたい。いや、実はそれだけでは私は足らぬと思っているんですよ、日本の農業の将来を思えば。しかし、問題は財政の問題ですから、そういう点でひとつよろし

くお願いしたいし、大蔵大臣にはもう一つ、実はかつてはシティーからニューヨークに移り、ニューヨークから東京へ来たこの金融の中心が、今や本場に証券は香港あるいは金融はシンガポールへと行こうとしていますよ。これは何とか食い止めなきゃならぬわけです。それはいろんな問題があるわけですが、それについてお伺いしたいと思いたければ、時間もありませんのでまた後日、この次の機会にやりますけれども、本当にこれも日本が金融の中心から外れてきますと大変なことになるんです。ですから、そういう点で言えば非常に心配、懸念がありますので、その点についてお伺いしたいのと、政治も政治ゲームに明け暮れたり、私は連立のことを言うわけじゃないかもしれませんが、昨年の細川政権のときには余りにもあんなことだけになっておって、どうも経済の問題とかそういうことを余りにもおざりにしておったことが大きなツケになっているんじゃないか、私はこう思っております。したがって、いろんなことについて申し上げたいけれども、時間がありません。

それから文部大臣、農業後継者の問題。これも実は本当に農業後継者が夢を持てるような、やっぱり農業高校から、そしてかつては東大にも農学部の実科があったけれども、これもなくなっちゃった。そういうものを復活しながら、私はすばらしい農業後継者が出てくるようなそういう教育の制度をつくってほしい、こう思います。

それから通産大臣、もう一つ。実は産業の空洞化の問題が大変でありますから、先般来いろいろと議論がされてきました。産業が空洞化をして、日本はWTOの協定は結んだけれども、産業がどうにかなくなって中小企業もおかしくなったということじゃないけませんので、その点、通商産業政策をひとつ思い切った多角的に展開していただきたい、こう思います。

自治大臣には、ふるさと創生で、日本の農村がつかえ、国土が消えていくことは非常に残念です。農村が消え去ってしまうことは大変残念です。

が、その点をひとつよろしくお願いしたい。農水大臣には、もうしよつちゅうやっておられますからよくわかりだと思っておりますので、その点をお願いしながら、時間が参りましたから、これで私の質疑を終わります。

どうもありがとうございます。

○村沢牧君 昨今の今ごろは、ガットのドンケル調整案をめぐって政府も国会も、与党も野党も緊迫した情勢でありました。あれから一年間、私は党の農林水産部会長として、また連立与党の農業問題責任者の一人といたしまして、ガット後の農業対策に真剣に取り組んできたところであります。

本日は、日本社会党・護憲民主連合を代表して締めくくりに質問をさせていただきますと思っておりますが、時間がありませんから簡潔に御答弁を願いたいと思っております。

まず、国会決議と政府の責任であります。米は国内生産で完全自給の方針を堅持するというのが本院の決議を尊重することができなくて、細川元総理の決断によって農業合意を受け入れたことは私は謙虚に反省しなければならぬというふうには思っています。もともと、ウルグアイ・ラウンド交渉は自民党政権当時からずっと続いていたことでもありますから、自民党政権が続いておったとしてもこういう結果になったであろうというふうに私は思います。しかし、連立与党の第一党の社会党も苦渋の選択をした。そして、私も当時政務次官であって非常に迷惑をかけた。責任もとらせてもらった。そんなことで済むことじゃありません。しかし、ミニマム・アクセスを受け入れたけれども、日本社会党として私は、主食は国内生産で自給をしていくんだというその基本と精神を失っているわけではありません。

そこで、総理にお願いしたいのでありますけれども、国会決議の尊重ということ、主食は国内で自給をしていくという総理のお考えを聞かせてください。

○国務大臣(村山富市君) 昨年の十二月、ちょう

ど委員は農政の政務次官をされておりまして、このミニマムアクセス受け入れについて大変御努力をされ、御苦勞、苦惱された姿を今思い起こしたわけでありまして、同じように社会党も二晩も徹夜をして衆参両院で議論をしながら、最終的にはやはり連立政権に参加しておるという立場や、あるいは経済全体の立場を踏まえた場合にやむを得ないという苦渋な選択をしたことを思い起こします。

それだけに、日本の農業をどうするか、農業が国際的に立ち得て、しかも国内で自給できるような食糧の確保、しかも安全な食糧が安定的に国民に供給できるようなそういう農業というものをどうつくっていくかということについては、お互いにやっぱり責任を感じ合つて、可能な限り国会決議を体した立場で今後の農政というものを推し進めていく必要があるというような決意で今日取り組んでおるといふことについては十分御理解をいただきたいと思います。

こうした国会の審議を通じて、国民の皆さんにもよく御理解をいただきながら、これは単に農業だけの問題ではなくて内閣が一体となつて取り組むべき課題である、こういう決意で今後も頑張つていきたいというふうに通つておるところでございます。

○村沢牧君 政府はもとより、与党であれまた野党であれ、国権の最高機関である国会の決議を尊重することは当然のことです。本院の本院決議で三回、また本院は農林水産委員会でも五回も決議をしていただいております。しかし、この決議は米の自由化反対をうたつていただけではない。自給力の強化、安全性、再生産の確保、所得の保障など農業の体質強化を政府に求めているんです。

村山内閣が外交の継続性で、WTOで農業合意を決定しなければならなかったことは、これはまあやむを得ないといひました。米の部分開放、ミニマムアクセスはやむを得ないとしても、その他の国会決議も尊重して政策の充実を図つていく、そうするべきだと思いますが、改めて決意

を聞きたい。

○國務大臣(村山富市君) 今、委員からお話もございましたように、この国会決議というのは、食糧の自給力の強化、安全性の確保、再生産及び所得の確保等について決議がされておりますから、その決議を踏まえてそして可能な限り今後の農政に反映できるようにしていくことは当然なことだと私は思います。

ウルグアイ・ラウンドにおける日本側の立場というのは、やっぱりこの決議を踏まえた立場で、関税化はどうしても受け入れられないという立場から特例措置としてミニマムアクセスを受け入れるを得なかった、こういう経過もあるわけでありまして、その経過も踏まえた立場で、今御指摘のございましたように、可能な限り自給力を高めながら努力していくことは当然でございますし、何よりも安全な食糧を安定的に供給できるような日本の農業というものを考えた場合に、やはり農業に魅力があつて、生産をしていけば十分その所得も裏づけられるというようなものもきちつと確立する必要があると思ひます。

この国会決議というのは、これでもう消えてしまつたわけじゃありませんから、その国会決議をしっかりと体した上でウルグアイ・ラウンド後の農政というものの対して取り組んでいく必要があるし、その国会決議が生かされるような方向でさらに努力をしていく必要があるということについては、いささかも変わることはないというふうに通つていきたいと思います。

○村沢牧君 農民・農業団体の一部には、政府がWTOの批准をすることについて不安と不信があることは否定することができません。これにたいするためには、政府が責任を持つて今後の農政に取り組んで実効性のある政策をつくる、その実績を示して、村山政権はよくやるんだ、よくやったんだということを理解してもらうことが必要だと思ひます。総理の決意を重ねて伺ひたい。

○國務大臣(村山富市君) 今、委員御指摘がございましたように、ミニマムアクセスを受け入れた

後、閣議了解事項もございまして、それから農政の報告もいただきましたし、同時に政府の緊急農業農村政策本部におきましてもその後の大綱を決めて、これからまた予算編成にも入るわけでありまして、具体的に国際競争に勝ち得る、競合し得るそういう農業というものをどうつくっていくか。

同時にまた、農業というのは単に食糧を増産するというだけではなくて、先ほど来お話がございましたように、環境問題やら水問題やあるいは国土の保全問題等々、公益的な役割というものが持つておる。伝統的な農業の持つ役割というものがあつてから、そういう点も十分踏まえた上でその趣旨を十分体して、日本農業を守るために閣内一体となつて全力を挙げて取り組んでいくことにつきましてはいささかも変わりがございませんし、その決意で今後も努力をしていきたいということだけは申し上げておきたいと思ひます。

○村沢牧君 外務大臣に伺ひたい。
APECの首脳会議で村山首相は、貿易・投資の自由化を進めていくには農業問題等種々の困難な問題があり、人口・食糧問題等への配慮と調和のとれた形で進めていくことが大切であると、こういう発言をされていく。私も賛成するのでありますが、外務大臣はどのように考えますか。

○國務大臣(河野洋平君) APECの非公式首脳会議におきましては、インドネシアのスハルト大統領のイニシアチブで、APECは自由化に向かつて進んでいく、こういう御提案がございました。それについて各国はさまざま国内事情もございまして、それによつて、村山総理からは、今、議員が御指摘になりましたような問題点をあえて非公式首脳会議で発言をし、主張をなさいました。私も非公式首脳会議には出席はいたしておりませんが、外側におきましてもこうした御発言に共感する方々もおられたというふうにお見受けをいたしました。

しかし、ポゴール宣言におきましては大きな政治的な方向性を示すということでございまして、

これからポゴール宣言をどういうふうに進めていくかについては、その分野あるいはその方法等については今後のことだということになっておりまして、明年、我が国はAPECの議長国となるわけでございます。各国の事情もよく打診をしながら、村山総理の御発言の趣旨を体して努力をしたいと思つております。

○村沢牧君 WTOの農業合意の内容は、率直に言つて輸出に有利であり、輸入国には不利なものがたくさんあるわけです。先般米論議をされておりますように、世界の人口増加の問題とか食糧問題の不安については何回も指摘されておる、大臣からも答弁を受けている。

そこで、外務大臣、WTOに各国の農業の維持発展を可能とするような新たな農産物貿易ルールをつくることを国際的に我が国は努力すべきだと思ひますが、その見解を伺ひたい。

○國務大臣(河野洋平君) 議員も御案内のとおり、WTO協定はその前文を初め数カ所にわたつて非貿易的関心事項についてというくだりがございまして、この非貿易的関心事項は、我々は食糧安全保障を初めとして食糧の問題、環境の問題等、あるいはまだほかにもございまして、そうした問題があることと認識をいたしております。これらの問題はWTO協定下でも環境と貿易に関する委員会等が設立されることになっております。そうした委員会の中でまずは議論をするということから始めることが適当ではないかというふうに通つておられます。

○村沢牧君 そういう議論をすることは当然であるけれども、日本国としては、新たな農産物貿易ルールを国際的につくつていこうと我が国からひとつ提案をしていく、その努力を求めているんです。

○國務大臣(河野洋平君) いよいよWTOが明年、これから実施のための会合が本日ジュネーブにおいて開かれるわけでございますが、その会合の結果を踏まえてWTOスタートの日にちを決めるといふことになっておりますが、そういうこと

になりますれば、今申し上げましたようにまず環境と貿易の委員会というものが開かれます。私どもは、そうしたさまざまな場面におきまして、今、議員御指摘の趣旨を十分踏まえて努力する決意でございます。

ただいま総理が申し上げたとおりでございます。新しい基本法の制定のための検討に着手する、そういう姿勢でございますが、取り上げられる項目についても、委員ただいまいろいろ具体的な御提案がございましたが、それらは一つの取り上げられるべき項目であるというふうに思っております。

それから、ウルグアイ・ラウンドの農業合意関連対策大綱は六年間の当面の対策である。これをもって農業を持続的に発展させるための抜本的な対策というにはほど遠いと思います。食糧・農業の国際化が進められて新たな事態を迎えておるとき、農政審も農業基本法の見直しを指摘しているんです。私は農業基本法の見直しを指摘している。したがって、新しい基本法をつくるべきだと思います。

ただ、一言申し上げたいのは、今回の国内農業対策は、やはり今後の農政の方向とそれの裏づけとしての事業、施策を盛り込んでおるわけでございまして、今後の新しい農業基本法の制定においてもやはりその方向に合致し、また取り込まれるべきものであるというのがたまたまの認識でございます。

その基本法の趣旨は、基礎的食糧の自給率の向上によって安全な食糧を安定的に供給すること、農業の持つ国土や環境保全の問題、社会的公益機能の維持発展あるいは地域社会の活性化、これに対する農業・農村の役割を位置づけて農業者の所得や担い手の確保を図る、こうしたことを主要とするこの基本法、我が党は食料・農業・農村基本法を制定することを提案しているんです。

食糧の安定供給なり消費者の視点とか地域対策とか、そういう問題については現行の農業基本法は必ずしも盛り込んでおりませんので、やはり食料・農業・農村基本法的な構想を持って取り組むべきものだと思っております。委員の御提案の方向と一致しているものではないかと思っております。

総理並びに農水大臣の見解をお聞きしたい。

○国務大臣(村山富市君) 今お話しのごいしました農業基本法の制定につきましては、先般の政策大綱におきましても「新たな基本法の制定に向けて検討に着手する」ということも言われております。今、委員から御指摘のございましたように、今後の農業生産や農業経営の視点に加えて食糧の安定供給や消費者の視点、あるいはまた食品流通・加工なども含めた食糧という視点の導入、農業・農村の有する多面的な機能の位置づけなど、今、委員からお話しのごいしましたような視点を踏まえて十分今後検討していく必要がある、新たな農業基本法の制定に取り組む必要があるというふうに考えています。

これは、政府の統一見解にもありますように、また我が党と政府との話し合いにありますように、従来の農林水産予算に支障を来すものではない、あるいは正しい仕事だ。これは別枠であるかどうかは別として、平成七年度の農林水産予算の概算要求を見ると前年対比〇・一％の増だ。あるいは公共事業重点化率を要望を含めても三・六％の増にすぎない。ゼロシーリングが開始をされた昭和五十七年度と平成六年度の予算を比較してみると、国の一般歳出は二九・九％ふえているけれども、農林水産予算は八％の減であります。こうしたこともあって、農林水産物の保証価格は昭和五十年初頭の水準になつていっているんです。

○国務大臣(大河原太一郎君) 基本的な考え方は

○村沢牧君 農林水産大臣、私の提案したような考え方のもとに今ある農業基本法を見直すのではなくて新しい基本法をつくっていくんだと、その気持ち、私の提案についてはこれはお認めになりますか。

○国務大臣(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

食糧の安定供給なり消費者の視点とか地域対策とか、そういう問題については現行の農業基本法は必ずしも盛り込んでおりませんので、やはり食料・農業・農村基本法的な構想を持って取り組むべきものだと思っております。委員の御提案の方向と一致しているものではないかと思っております。

○村沢牧君 我が党は与党として、また他の与党にも話をしようという作業を進めてまいりますから、政府でも真剣に取り組んでください。

そこで、六兆百億円をめざっているという今までの議論をしてまいったところでありますが、この際、私はこれをやっぱり確認しておかなければいけない、明確にしておかなければいけないと思っております。

これは、政府の統一見解にもありますように、また我が党と政府との話し合いにありますように、従来の農林水産予算に支障を来すものではない、あるいは正しい仕事だ。これは別枠であるかどうかは別として、平成七年度の農林水産予算の概算要求を見ると前年対比〇・一％の増だ。あるいは公共事業重点化率を要望を含めても三・六％の増にすぎない。ゼロシーリングが開始をされた昭和五十七年度と平成六年度の予算を比較してみると、国の一般歳出は二九・九％ふえているけれども、農林水産予算は八％の減であります。こうしたこともあって、農林水産物の保証価格は昭和五十年初頭の水準になつていっているんです。

大蔵大臣、何でもこんなに農林水産予算が減ったのか。農業が極めて厳しい情勢にあるときに、予算の数値と現状はこういう実態でありますから、農林水産省の概算要求は私は満額認めるべきだと。大蔵大臣が予算の査定権を持っていることは承知しているけれども、農林水産関係にはガツトの関連予算があるという理由で従来の予算だとか概算要求を厳しく査定する、絞り込む、そういうようなことがあつてはならないと思うが、どうですか。

○国務大臣(武村正義君) この時期の農林水産予算に対する御認識を承りましたし、今日までもたびたび六兆百億円の六年間の扱いについて厳しい御指摘を承つてまいりました。今、予算編成真つただ中でございますし、この六十年の対策費につきましましては、総理が答弁をいたしております方針に沿って、たがわないうように全力を尽くさせていただきます。ただ、御指摘のように満額確保というお気持ちにはわかりますが、政府全体の財政状況のらち外に農林予算があるわけではございません。財政環境全体が尋常ならざる事態を迎えておりますことはぜひ御理解を賜りたいし、そういう中で農林予算も精査をさせていただきます。農林予算をいたすに削つて、概算要求の予算を削つて、その予算を新しい事業に振り向けるという考えは決して持つておりませんので、そこはよろしく御了解いただきたいと思ひます。

○村沢牧君 六兆百億円はばらまき予算だなどと

いって、もうそれは族議員の指導で予算編成が進んだと、あんなことをマスコミは報道している。とんでもないことだと思ふんですね。連立与党は、我が国の農業の体質強化を緊急に図るため、長い時間かかって熱心に検討して各種の施策を政府に要求して、その積み上げによってウルグアイ・ラウンドの関連対策大綱並びに予算を政府も認めたということなんです。ところが、この内容についてこういうことが言われることについては私は極めて遺憾だと思ふ。

そこで、政府の対策本部としてもなぜこういう対策を講じたのか、その事業費の内容はどうだと、もつと国民の前に明らかにして農民の不安を取り除くとともに国民の理解を得る政策を講ずるべきだと思ふが、官房長官、いかがですか。

○国務大臣(五十嵐三三君) 今回の対策は、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施など新しい国際環境に対応いたしまして、力強い農業構造や農業経営の実現、それから住みやすく活力に満ちた農村地域の建設を期するという見地に立つて、これからの六年間で必要な対策をむしろ集中的、重点的に取りまとめたものでございまして、決してばらまきであるというようなことは考えていない次第であります。むしろ国際化の中で大変な生産者の御努力をいただきながら、あわせてこのような措置によつて、これを契機に農業改革を実現していくこと、こういう意欲に満ちた内容であるというふうに思つていられる次第であります。

御指摘のように、このような施策の具体化、目標の実現のためには、農業者はもとよりであります。国民全体の御理解と協力が不可欠のことでございますので、今後とも機会をとらえて積極的な、これを国民各層に御理解いただくために、パンフレットの作成あるいは各種のメディアの利用等によりまして国民各層への浸透を図るよう努力してまいりたいと思ひます。

○村沢牧君 大蔵大臣に伺いたい。

大綱に盛り込まれた事業の内容と予算は従来の予算と異なるものだ。つまり既存の事業を衣がえした

ものではない。大蔵大臣も内容は御承知だと思ひますので、はつきりこれを答弁してもらいたい。

○国務大臣(武村正義君) これは、まさにガット・ウルグアイ・ラウンド合意という農業にとりましては大変厳しい状況に対処し、この状況を乗り越えて新しい日本農政の展望を開いていくための事業が中心になっているというふうに認識いたしております。

○村沢牧君 今、答弁があつたように、ガット対策費にあるからといって、従来の予算概算要求を特別に厳しく絞り込むことはない。それから、ガット対策は新たな事業であるということは大蔵大臣も認められた。とすれば、別枠という言葉は使わなくても増額することは当然だ。

御承知のとおり、私も与党が書記長幹事長会議にも持ち上げて、私も随行して総理以下そこにおられる首脳と長い時間かかつて、未明までかかつて論議をしたことである。したがって、この予算は、六兆百億は完全に実施をしてくんだ。しかも、単純に言うならば、六年間事業費六兆百億円とするならば、少なくともその六分の一は本年七年度において従来の予算に積み上げなければならぬ。これは単純なことですよ。

そのことを強く要求するんですが、私も与党が、これは積み上げるものだ、別枠だという理解をしているんですが、プロジェクトにおいても、もう一回、大蔵大臣に答弁をお願いしたい。

○国務大臣(武村正義君) この新しい事業については、しっかりと予算措置をさせていただいて確保していきたいという考えであります。

六年間の事業予算でございますから、各年度どう対応するか、その数字までは決めていないわけですが、初年度はこうして最大の御関心を持たれているということも十分認識して、初年度が極端な結果にならないように、そこは責任を負わせていただきます。

○村沢牧君 総理、最後は与党幹事長とそれから政府首脳との会議で、総理の決断によって私たちのこういう積み上げたものを認められた。したが

って、このとおり実行するかどうかというのは、まず平成七年度の予算にかかっているんです。総理の決意を聞きたい。

○国務大臣(村山富市君) 今、委員からお話のございましたように、政府・与党一体となって厳しい議論の中から出された結論でございますし、今、大蔵大臣から答弁もあつたようなことも十分踏まえた上でこの予算編成に取り組んでいきたいという決意には変わりありません。

○村沢牧君 自治大臣に伺いたい。地方単独事業は、総理の要請によって自治大臣が決断したものと聞いているが、これは私は高く評価しているんです。

そこで、この交付税措置は、メニューは自治省が示すのではなくて、地域の自主性、創意工夫を生かした事業、例えば中山間地対策事業もあるし、基盤整備はもちろんのこと、第三セクターの設置だとか、伝統文化、地域の特産物の振興など幅広く認めていくべきだ。私たちは、農業は上から押しつけてくる農政ではだめだということとを今まで指摘してきたんです。やっぱり地域の創造性を生かした事業をさせるべきだ、この事業はそういうところに使うべきだと思ひますが、重ねて答弁をいただきたい。

○国務大臣(野中広務君) ただいま委員から御指摘ございましたように、総理の指示によりましてこのたびのウルグアイ・ラウンド合意に基づく地方単独事業を考えた次第でございます。その中におきましても、農山漁村ふるさと事業につきましては、あくまで地方の自主性、自立性に基づいて行うものでございまして、私も自治省があるいは県がとかくこの事業について指図をすることはございません。

さらに、農山漁村の今日までやってまいりました事業の拡大につきましては、特に今回深刻な影響を受けて農山漁村地域に対して、各省の連携をとりながらこれを組み合わせ、集落排水事業とかあるいは定住促進事業とか簡易水道事業とか農道、林道あるいは山林の公有化等、さらに充実し

て地域の活性化に役立てていきたいと存じております。次第でございます。

○村沢牧君 その他の農業に対する個別問題、生産調整、備蓄あるいは流通、全部聞きたいと思ひましたが、やっぱり今度の法律や予算は、官僚主導ではなくて、私たちが、与党が一体となって政府に要求をつくらせたいものである、そういう自信を私は持っております。内容は全部承知しておりますから質問いたしません。

いずれにしても、政令や省令が多い法律である、その都度与党プロジェクトチームに相談をして決めていく。農林水産大臣、結論をちよつと答弁してください。

○国務大臣(大河原太一郎君) 国内対策を初め、ただいま審議を願っております新食糧法案を初め関係法案、それらについての政策の樹立なりあるいは立案の過程におきましては、連立与党等関係方面の御意見を十分ちよだいしながら、その意見を取り上げて制度化し、対策を樹立したところでございます。

したがしまして、運用等に関する政省令の制定においては、今回の国会論議の内容はもちろんでございまして、それぞれの関係方面の御意見を承りながら誤りなきを期したいというふうに思っております。

○村沢牧君 本委員会には加工原料乳法案と酪農価格安定法の改正案が提出されております。いずれも国家貿易品目に指定をされたために、畜産振興事業団とか畜産振興事業団の事業内容を充実して、ガットの影響をなるべく少なくしようとするものであります。

この事業団についてはいろいろな意見がありますが、事業団の果たす役割、その機能を充実しなければならぬと思うが、農林水産大臣の見解はどうですか。

○国務大臣(大河原太一郎君) ただいま国政として重要課題でございます行政改革の一環として、事業団、公団等の検討がその視点からも進められております。ただいまお話をございました私の所

管の畜産事業団あるいは畜産振興事業団については、それぞれ固有の価格安定機能を従来から持つておるわけでございますが、このたびの農業協定を受け入れるに伴ひまして、そのショックを緩和するために国家貿易機関としてそれぞれの調整、差益を徴収したりあるいは国内の価格の安定を図るとかそれぞれの機能を行うことになっておりますので、その機能は非常に重要なものであるというふうに認識しております。

○村沢牧君 規制緩和、特殊法人の統廃合、私も知らぬわけじゃありません。総理、官房長官、官邸で今度は何か指示をするようにすけれども、農林水産大臣の今言ったことをよく耳に置いて対処してもらいたいというふうに思ひます。

そこで、このウルグアイ・ラウンド関連対策は、農業施策だけでなく、生活環境だとか情報通信、医療、福祉、教育、文化、消費者との連携、国際協力など各省庁に及んでおります。総理は、各省庁ともしっかりとつてくれという指示をしておるようでありまして。

そこで、七年度の政府予算が編成された後、政府は、緊急農業農村対策本部としてこういう対策を講じましたということ国民にわかるように、まとめてこれは発表してもらいたいと思ひます。

官房長官いかがですか。こういうことを各省庁もやりましたということをおたでこで言つておたつたて、各省並べておたつたて、何をやつたかわからない。そのことを要求しますが、いかがですか。

○国務大臣(五十嵐広三君) そのような御趣旨で努力したいと思ひます。

○堂本曉子君 おはようございます。きょうは前向きに質問させていただきたいと思ひつていますが、WTO協定によって地球環境の悪化あるいは生存権それから健康権が妨げられてはならない。今後、WTOに貿易と環境委員会ができるわけですから、日本国はそこでイニシアチブをとる、リーダーシップをとるおつもりかど

うか、総理にまず伺わせていただきます。

○国務大臣(村山富市君) 今、委員からお話がございました貿易と環境に関する委員会は、ウルグアイ・ラウンドにおいては正式な交渉対象ではなかったものでありますが、各国から貿易と環境に対する強い関心が示されたことを受けて、WTOの一般理事会の第一回会合において設立されることになるものでございます。

我が国といたしましては、貿易と環境の問題は非常に重要であると認識しておりまして、貿易政策の目標と環境政策の目標が相互に調和のとれた形で実現されるよう、これからは委員会の中で積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

ちなみに、先般開かれましたインドネシアにおけるAPECの会合におきましても、日本政府の方から、経済成長と環境とエネルギー、言うなれば三Eというものが調和のとれた形で進められていく必要があるという問題提起もいたしましたところでありまして、委員お話しのごさいますところ、環境問題、健康問題等は重要な問題としてこれからは積極的に参加をし、提言をしていきたいというふうに考えています。

○堂本暁子君 大変積極的にという御答弁です。で、ではどういうふう具体的に積極的にかかわるかという問題になります。環境基準は南北の格差が大変にございます。エコダンピングを招きかねない。輸入国の側で関税を使った措置をとることもあり得るのではないかと、そういうインセンティブを使えるのではないかと。あるいは、熱帯林などの一次産品の貿易について、先進国間で持続可能な方法で生産されたものについては輸入を償むといったような紳士協定を結ぶことも、途上国あるいは地球環境を保全することになるのではないかとありますが、その国際的インセンティブとして関税措置を使えるかどうか、大蔵大臣に御質問申し上げます。

○国務大臣(武村正義君) 今、総理が申し上げました貿易と環境に関する委員会に大蔵省としても

積極的に参画をしてみたい。地球環境保全という立場ももちろん踏まえて、関税を含めた貿易措置がどのような役割を果たし得るのか、今、委員御指摘の御趣旨も踏まえながら今後努力をさせていただきますというふうに思います。

○堂本暁子君 外務大臣に伺います。

例えば、紳士協定あるいは新しい条約化ということも必要になってくるかもしれません。その点で外務省の対応について伺いたいと思います。

○国務大臣(河野洋平君) 環境問題の重要性というものを十分考えて取り組みたいと思っております。環境問題が、先ほど総理御答弁になりましたように、非常に重要だという認識は、残念ながら今回のWTO協定に具体的に書かれている部分は少のうございすけれども、貿易と環境の問題はこれからやろうというところでございます。前向きに努力したいと思っております。

○堂本暁子君 地球サミットとウルグアイ・ラウンド、両方担当された赤尾大使も、これからのグリーンラウンドが本場に大事だとジュネーブでおっしゃっていらっしゃいました。

そして、環境庁長官、環境庁としてはいかがでいらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(宮下創平君) お答え申し上げます。今、総理大臣並びに大蔵大臣等からも御答弁あったように、環境と貿易の問題はこれから大きな国際的な課題であるかと思っております。

先生御承知のように、リオで、アジェンダ21でもその精神はきちと述べられておりますし、何よりも今度のWTOの実施に関してマラケシュで環境と貿易に関する委員会をつくるということは私は非常に画期的なことだと存じますので、このWTOの中の委員会を通じて、環境庁としてもこの問題への取り組みにインシアチブを発揮するようにはひとつ努めたい。今、省内に勉強会もつくって、環境と貿易の問題を研究中でございます。

○堂本暁子君 国際的にはもうどの省庁もすべて、総理を初めとして積極的に取り組んでくださるという姿勢をお示しくくださったわけですから

も、だからといって私は、たくさんこの委員会を出ていたように、日本の国土が疲弊し、そして農業が疲弊していくというよりはやはりあつてはならないというふうに思います。

大変小さな例を出させていただくわけですが、先日、宮城県の伊豆沼へ参りましたら、二万羽のガンが一気に飛び立つわけですね。こんなことが十年前、二十年前にあつたわけではございません。ツルでもガンでも日本じゅうにきたからこそ、さおになり、かきになりというような言葉も残っているわけですが、今では田んぼを次々と埋め立て、そして休耕になるためにガンがもういるところがないとなつてしまったというわけで、最後の飛び立つ場所は北海道の美唄市の宮島沼というところですが、もうそこしか行くところがなくなつてしまったわけですね。ですから、三万五千羽行く。これでは、地元では麦を食べられて被害が出ている。ところが、オランダですとかフランスとかデンマークは、こういつた国際上の条約、ラムサール条約もございす、ワシントン条約もございす、そういったものと、それからやはり農業の振興ということを大事にしているその証拠だと思ふんですけれども、ちゃんと国が補償しているんですね。

渡り鳥は、日本でもし宮島沼から追い出されたらもう渡れなくなります。そういうことに對してきちと農業を補償し、そして国際的な条約を守る、日本もそういうことをすべきだと思ふ。もう御答弁いただく時間はございせんので、これは総理を初め各大臣、特に農水省、微々たるお金です、ただ姿勢の問題でございす。公共事業だけでは足りないということは私はるる今まで先輩方の質問で思っておりますので、本当に農村をどう活性化するかということ新しい理念で考えたい。篤とお願ひをして、安全基準の方に移ります。

食品の安全に関する国際基準の策定過程において、情報の提供、関係の消費者、事業者等の意見の反映などその実質的な参加の確保に努めること、それから次に国際基準の改善向上に努めつつ我が国の基準がそれを下回る場合は向上に努めるとともに、国内基準を審議する食品衛生調査会などの委員は消費者、事業者等の意見が反映されるように任命し、透明性、公平性を確保すること、以上二点、ぜひ総理に確認させていただきとうございす。よろしくお願ひします。

○国務大臣(村山富市君) 今、委員お話しございましたように、食品の安全に関する国際基準の策定過程において、情報の提供に努めることはもとよりであります。関係の消費者、事業者等の意見が十分反映されるように努めてまいりたいと考えています。同時に、我が国の基準が国際基準を下回るような場合には、実態を踏まえて科学的根拠に基づいて適切な措置をとることは当然でございす。

同時に、今お話のございましたように、食品衛生調査会の委員の任命等につきましては、やっぱり透明性、公平性といったようなものを確保することが何よりも大事だということに考えておりますから、委員の任命に当たりましては、そうした御指摘のございました点を十分踏まえて検討させていただきたいというふうに思います。

○堂本暁子君 終わります。ありがとうございます。

○都築護君 おはようございます。各大臣の皆様には本場に連日御苦労さまでございます。いよいよ最後のWTO特別委員会におきます質疑の場というところになりました。

今回のWTO協定でございすけれども、自由、無差別、多角的な貿易体制を築き上げていくというところで、しかも物だけでなくサービス分野とかあるいは知的所有権、こういったものも含めてそういう自由な貿易体制を築き上げていくことで大意義のあることだと、こういうふうにお考えでございます。またもう一つ、今回のWTOの設立につきまして非常に意義があると思ひますのは、七年にわたつて議論を尽くしてまいりまして、その中で日本が相当な役割を果たしてき

たんではないかと。ここに至るまでに関係者、交渉担当者皆さんの本心に御努力がたくさんあったことだと、こういうふうにも思ふわけでござい

【委員長退席、理事堀原敬義君着席】

と申しますのも、日本の場合、明治の開国以来諸外国から、欧米列強でございしますが、不平等条約を押しつけられて随分難渋をした記憶があるわけ

例え、簡単な例を引きますとオリンピックのノルディック競技、こういったものでも日本のジャンプの技術が大変すぐれたから、今度は距離の方を延ばして日本が余り勝てないようにしようじやないかと、こんな動きもあつたり、若い人の間で人気のあるF1でございますけれども、こういったものもいわゆる電子噴射装置みたいなものを日本の技術がどんどん開発して強くなつていくと、そういったものの規則を変えて日本の企業が勝てないようにしてしまうとか、そういった状況がある中で、今回WTOについては非常に大きな役割を世界の中で果たしてきた、そして世界の国々の多様性を反映させるような形で大きな貢献をしてきたことに対して、政府当局の皆様方の御努力に本当に敬意を表するわけでござい

ただ今回、この協定がいよいよ実施されるというところに当たりまして、評価しているだけではなくて、今後国内の必要な対策をどう講じていくのか、そしてそれに伴って国民の理解をどういうふう

まず最初に、国内の対策とそれから国民の理解をいただくことについてでございすけれども、一つはこの協定の実施に伴う経済効果とそれから

国内対策の費用の関係でございす。

これにつきましては、この間の最初の総括質疑でもお聞きまして、その中で総理からもあるいは通産大臣、大蔵大臣からいろいろお話をございしました。例えば、この六年間で六兆百億円の自治省の関係で一兆二千億円の積み上げ七兆二千億円の、こういうふうなお話が六年間の必要

六年たった状況で、果たして例えば七年後からはミニマムアクセスについて、これを関税化することになるのか、それとも実は追加のミニマムアクセスの譲許をしなければならぬことになるのか。そこら辺については本会議でもお聞きしたところ、今後慎重に検討したい、こういうふうなお話だったと思うわけでございすけれども、そういったところを見越した予算として、日本の農業を強化するというふうな形になつていくのかどうか。そこら辺についての御見解をまず農水大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(大河原太一郎君) しばしば申し上げておりますように、このたびの国内対策は、農業協定の受け入れに伴う影響を最小限度に食い止め、さらに二十一世紀に向かって農業農村の自立と持続的成長を確保するという観点からの対策でございす。

別な言い方をいたしますれば、しっかりと担い手によつて農業生産が営まれる産業としての農業の確立、あるいはそのような体制のもとにおける食糧の安定供給、また消費者の視点におきまして良質な安全な合理的な価格による食糧の供給と、特に地域としての中山間地帯等における地域の活性化と国土の均衡ある発展というような姿を想定いたしまして、その実現のための対策を講じようとするものでございす。したがしまして、対策は六年でございす、その効果等については、やはりその対策以降においても発現するもの

と考えるわけでございす。

○都築議員 ありがとうございます。それでは、そういう予算として講じておるわけでございすけれども、実は国民の皆さんに対する説明が十分ではないかというふうなことを感ずるわけでございす。最近の新聞の論調等でも予算をばらまく族議員は納税者の敵だというふうな形でやつておるわけでございまして、幸い私はまだ族議員になつておりませんので、なれないところもあるかもしれませんが、なるつもりもない、こういうふうな考えをおるわけでございす。ただ、本場にそのところをどういうふう

例え、ガットの事務所の試算で、今後世界の所得を二〇〇五年までに年間で二千三百五十億ドル引き上げると、こういう数字があつたと思ひます。ところが、先月、新しく出された数字だと、それは五千億ドルにはね上がつておるわけでございす。五千億ドルという物すごい数だと思ひますが、今のレートでいつたら五十一兆円です。

それでは、日本ではどれぐらいの効果があるかということになるわけですが、これは通産大臣がお答えになりましたけれども二百六十七億ドル。そうすると二・六七兆と云うことでございす。日本の今の国民所得が平成四年で約三百七十兆でございすから、今後十年間でどれだけ伸びるか

わかりませんけれども、それからいつたらどうでしょう、〇・五%ぐらい国民所得を押し上げる効果があるのと期待されることになるわけですが、それに対して六年間で六兆円もつぎ込まなきゃならぬのかと、こういう議論もある。むしろ、それよりも既存の農業予算をもっと洗い直すと、こういう論調になつておるわけでございすけれども、そういった点についてどういうふうにお考えになるのか。

それから、実は農業というのは一たんつぶしてしまつたらこれはなかなか再生が本場に難しい産業、自然環境に与える影響というのは非常に大き

い。例えばダムの代替効果があるとか、あるいは自然環境保存の効果があるとか、いろんな効果があるわけでございす。例えば民間の試算ですと、これが二兆円とか一兆円とか随分ばらつきがあるようにございすけれども、そういったプラスの効果があるのだよということをもちと強く訴える必要があるのではないかと。

あるいはもう一つ逆の、逆のというわけでもございせんけれども、例えばこのWTOなかりせば一体どうなつていたのかというふうな議論もあるわけでございまして、単に所得を、わずか〇・五%国民所得を押し上げるといふだけではなくて、それがなかつたら国民所得がもっと大きく減

だから、こういうことについて、日本独自に今回の協定実施に伴う経済効果というのを積算してこなかつたのはおかしいんではないか、こう思うわけでございすけれども、そういったものについて、これは大蔵大臣の御見解をお伺いできますでしょうか。

○国務大臣(武村正義君) なぜそういう計算をしなかつたのかというについては私どもの所管ではありませんが、ガット事務局にしましていろいろんな仮定の上で粗っぽく計算しているというふうには私は見ておりまして、容易な作業ではありせん。今おつしやつた二千億、五千億ドルの話も、そういう意味ではどこまで信頼に足り得るのか、問題がいろいろありそう感じもいたします。

ウルグアイ・ラウンド全体については、いずれにしてもこれは今後の日本経済にとっては明るい話という受けとめ方で私は間違つてないと思ひます。しかし、農業分野についてはこれは大変厳しい話である。

したがって、この厳しさをどう緩和していくのか。その基本には、どんな時代になろうとどういう状況になろうと日本の農業はしっかりと守つていくというこの柱を置く限り、この厳しい状況をどう乗り越えて新しい展望と申し上げておるの、先ほどおつしやつたように、そういう状況の

中でも農業に希望を持って、サラリーマンよりは農業をやる方がいいんだと、若い担い手が生まれ出てくるような農業をどう興していくかと、このことだと思っております。その第一歩というのか、この六年間を基本にしてとらえたものが六兆百億円であるというふうに私どもは認識をいたしております。

○都築議員 ありがとうございます。

それで、今、大蔵大臣が言われたことでございます。魅力ある農業ということでございます。

いよいよ農業対策をこれから本当に真剣に政府において実施していただく必要があるわけでございまして、先ほど農水大臣おっしゃられました、今回のウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策ということでいろいろ対策が講じられることになるわけでございますけれども、やはり私が本当に農業関係者などのお話を聞いてみますと、やはり人並みの生活ができるようにならないととてもじゃないけれども農業を専従でやっていくわけにはいかないんだと、こんなお話がございまして。それについてのしがらみがいろいろあるようでございます。仕入れ面で抑えられているそれから販売面も抑えられているような話があるとか。だから、その中で生産者が何をするかという、やはり生産技術の向上しかない。

この間、十一月二十三日、勤労感謝の日にも私も明治神宮会館の方に優秀農業関係表彰者の表彰式に参列させていただきました。本当に皆さんが尽力されて素晴らしい技術を競っておられるということに改めて感銘を覚えた次第でございますけれども、WTO関係の農業合意が実施されることに伴いまして本日に今回の対策で魅力ある農業づくりをつくっていくことができるのかどうか、そこら辺について農水大臣の御決意を伺いたいと思っております。

○国務大臣(大河原太一郎君) 簡潔にお答え申し上げますと、今回の対策の主眼はやはりしっかりと担い手、それによる農業生産なりまた地域の

農業構造ができる、それがやはり魅力ある農業の基本だと思っております。

それにつきましては、生涯所得が地域の他産業従事者と匹敵する、あるいは労働時間、これが大体千八百時間から二千時間でございますが、現時点のあれではそうなりますが、そういうような労働時間においても他産業従事者と匹敵するといような主要なメルクマールにおきまして、農業経営に従事する意欲が燃えるというような経営をつくりましてやっていきたい。それを目指しての対策が今回の対策でございます。

○都築議員 それから、実は食糧需給の問題でございますが、きのうの星川委員の話にもございましたように、先進工業国は大体もう自給率、米国については一〇〇％を超えるような状況なのに対して日本の場合は二九％、こんな状況になっている。ただ、米についてはきちっと自給できるような状況になっているわけでございます。

ただ、今後、日本だけではなくて、世界の食糧事情がどういふふうになっていくのか。例えば、人口は途上国を中心に非常な増大を見えております。ところが一方で、これは試算でございますけれども、焼畑式農業とかあるいは熱帯雨林の崩壊とか、こういうふうな形で荒土になるようなそういう部分が、耕地面積というものが毎年六百万ヘクタールぐらいたつ表土が喪失している、流れていく。こんなような状況もあるわけでございまして、こういう状況を考えれば、中長期的には世界の食糧需給というのは非常に深刻な状況になっていくのではないかなというふうに思っております。

そういう中で、果たして日本の農業がどういふふうな形で役割を果たしていくことができるのか。それと同時に、農業技術協力ということと十分お考えいただく必要もあるのかなと、こう思うわけでございます。これだけ日本の優秀な農業技術、こういったものを途上国の飢餓問題あるいは砂漠化問題、こういったところに対して大いに貢献をしていく役割というのがあるのではないかと、こう思うわけでございまして、農水大臣の御決意を伺いたいと思っております。

いかと、こう思うわけでございますけれども、農水大臣の御決意を聞かせてください。

○国務大臣(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

前段については、世界の食糧需給問題、これは中長期に見ると極めて不安定な状況になるだろうと。もちろん、いろいろな関係機関の見方によってもいろいろ意見が出ます。非常に深刻だといふのと、まあ不安定とか、不安定懸念があるとか、いろいろな結びがそれぞれの計量的方法に基づいてお話がございまして、とにかく今お話しするような人口の急増、これは事実でございますから、それを前提としたものを考えなくてはならないというわけでございます。

したがって、我が国においては、今回の対策にも盛り込まれておりますけれども、優良な農地を整備するとか、あるいは水を確保するとか、あるいは高い技術を確保するとか、しっかりと担い手として食糧供給力の強化をいたすという点が最大の課題だと思っております。さらにお説のように開発途上国等における自給力の強化、国内資源を最大限に活用して自国で食糧を賄う体制のために我が国のすぐれた技術協力を行うべきであると。現に、技術協力は農林水産関係でも行っておりますけれども、さらにそういう努力を強化すべきであるという点については、御意見を同じくするものでございます。

○都築議員 それでは、農業対策でも一つ重要な点は、従来から議論がございまして、中山間地域の活性化の推進でございます。

高齡化の進行とかそういった問題も同時に進行しております。今回の農業合意の影響がさまざまな面で、特に不利な状況に置かれております中山間地域に甚大な影響を及ぼすのではないかと。このうちで、政府が十月二十五日ですか、緊急農業農村対策本部の合意ということでつくられました中に、農山漁村の振興という観点が盛り込まれ

ております。これについて、本当にこれから生活環境の整備とか交通アクセスの確保とかいろんな分野で総合的な対策をやはり実施していく必要があるだろう、こういうふうに思うわけでございます。

そういった面について、特に自然環境の保全の面もございまして住民の利便の面もございまして、それから他の国民にとつても、また本日に美しい日本の自然を維持していく、あるいはそういった地域が果たす、洪水を防止するとかいろんな役割があるわけでございますから、そういった面の活性化といったものをどういふふうに進めていかれる決意なのか、それを農水大臣にお聞きしたいと思います。

また、中山間地域と言っておりますが、何もそれが農業だけであるいは林業だけで独立しているわけではなくて、これはやはり自治体ということで市町村の中で取り組みが行われるわけでございまして、自治大臣先ほど農山漁村ふるさと事業ということで御説明はございましたけれども、本当に市町村が十分な主体性を持って、活力を持ってそういった地域の活性化を促進することができるよう積極的に御支援をいただけるようにお願いをしたい、こう思います。

また建設大臣には、特にそういった地域がやはり陸の孤島のような形で切り離されていくことがますますそういった地域の過疎化を進めていくような形になるわけでございますから、そういった地域へのアクセスの問題をどういふふうにお考えになるのか、そこら辺のところのお考え、そして決意をお聞かせいただきたい、このように思います。

○国務大臣(大河原太一郎君) 中山間地域は現在でも過疎その他非常に停滞しておるわけでござい

ます。(理事梶原敬義君退席、委員長着席)
この地域についての農林業を初めいろいろな関係において、特にウルグアイ・ラウンドの農業協定の受け入れに伴う影響が厳しいということで、一

般的なそれぞれの対策以外に、特に中山間地域に
対してはその地域の状況に合った施策を集中す
るということで、ただいま委員もお話がいま
したように主体は農林業が主産業であることは間
違いないから、その振興、さらに多様な
所得機会の増大、あるいは生産基盤と生活基盤を
一体にした整備とかございますが、お話しのように
幅広く交通アクセスの改善なりあるいは医療、
保健、福祉等の施策を総合的に講じようというこ
とで、内閣に設けられております緊急農業農村対
策本部におきましても、関係大臣がそれぞれの所
管部門によってその対策を強化したいというこ
とで明年度予算等にその裏づけを求めているとい
うところでございます。お話しのように、総合
的な、重点的な実施によって本来の目的を達した
い、さように思っております。

○国務大臣(野中広務君) ただいま農水大臣から
お答えがございましたように、今日でも中山間地
域におきましては人口問題あるいは環境問題等深
刻な状況にありますために、自治省といたしまし
てはそれぞれ農山漁村の対策を講じてきたところ
でございます。

特に今お話がございましたように、農水省所管
の集落排水事業あるいは農道、林道等は、農水省
みずからその許可をするにことよって、私ど
も自治省は地方債を充当して元利補給をする等、
あるいは建設省所管の地方道等につきましても、
その許可を建設省が持ちながら自治省が地方債
を充当し、そしてその事業につきましてもそれぞ
れ所管される省庁との組み合わせを十二分に立てな
がら事業の促進をやりまして、地方債充当分の元
利補給をやる等の措置をいたしてまいりました。
若者の定住促進事業等もそうでございます。

こういうさまざまな事業をやつてまいりました
けれども、今回のガット・ウルグアイ・ラウンド
農業合意はさらに中山間地域に深刻な影響を与え
るわけでございますので、総理の指示によりまし
て農山漁村ふるさと事業、さらに従来続けてまい

りました農山漁村対策を充実いたしまして、これ
にさらに積極的に活力を与えていこうという考え
方に立つて進めておるわけでございます。

本年度も、現行の中山間地対策をいたしまして
は地方財政制度におきまして三千九百億を組んで
おるわけでございまして、今後はこれに先ほど申
上げました六年間の一兆二千億を組み合わせたま
で、そのうちのハード事業につきましましてはあ
くまで市町村の自主性、自立性を基本といたしま
してやってまいりたいと思っております。

○国務大臣(野坂浩賢君) お答えをいたします。
先生がおっしゃるように、中山間地帯を陸の孤
島にしてはならないと、だれもがそう思っている
だろうと思えます。ガット・ウルグアイ・ラウン
ドの条約批准に当たって、これらについては十分
国内対策をやらなきゃならぬ。特に総理大臣が農
業農村対策部長でありますから、縦割り行政で
はなく、自治省や農水省や建設省はよく協議を
して、経済効果のある効率性のある施策をするよ
うにという御命令でありますから、それに応じて
協議しながら詰めております。

特に今お話がございましたように、我々は国土の保
全なりあるいは環境の整備なりそういうことをし
ていかなきゃなりませんし、農業については基盤
整備事業三兆五千五百億を組んでおられますが、
我々は農村の安定のためにどうするかということ
の課題があります。したがって、地域高規格
道路というものを取り合わせておりますが、農林
水産物というふうなものについてはどういうふう
に流通経路を出すか、したがってそういう道路を
整備するということも一つは必要であろう。ある
いはふれあいトンネルというものを輸出してい
ますが、隣村との交流をもっと短くして、生活圏の
拡大をして、そして定着率が高くなるような方法
を考えていこう。そして小さな足も十分に目を配
って安定した、安心をしてできる農業体制ができ
る農村づくりのために全力を挙げて今度の予算に
ついても相当額のことを要求しております、こうい

実情でございますので、御了承いただきたいと思います。

○都議議員 ありがとうございます。

それで、いよいよ今後の対応の方向に移ってい
きたいと思えますが、質問の順番をちょっと変え
まして、まず前提となる今回のWTO協定とそれ
からアメリカの通商法三〇一条の関係をもう一度
やらせていただきたいと思います、こういうふう
に思っております。

この間の外務大臣の御答弁で、アメリカの通商
法三〇一条なり、今回のウルグアイ・ラウンド実
施法の関係について、いやそれはWTO加盟国以
外の国に対して三〇一条というのは有効だとい
うような議論がございましたし、あるいはWTOの
紛争解決手続に乗った上で通商法の三〇一条が発
動される可能性がある、こういうふうなお話と
か、あるいは基準額に達していないからそれは大
丈夫だとか、こんな御議論があつたんだらうと思
います。

ただ、今のままの三〇一条がそのまま残るとい
うふうなことになるれば、それはやはりWTO協定
の十六条四項との関係では明らかにおかしいの
ではないか、こういうふうな思ふわけでございま
す。むしろ、そういうふうな協定の十六条四項を
考えるのであれば、そして外務大臣が言われたよ
うなことであれば、WTO加盟国への適用は除く
とか、あるいはWTO協定の紛争解決手続に従つ
た上で発動しますよとか、そういう制限規定をつ
け加えて修正を行った上で三〇一条が残るという
ことであればこれは理解できるわけでございま
すけれども、今のままの十六条四項では何かおか
しいような気がいたします。

そして、外務大臣が大変信頼を申し上げておら
れる連邦判事五人による監視委員会でございます
か、そういう監視委員会ができるのだったら、最
初の仕事としてこの三〇一条がおかしいのじゃな
いかというのを諮ってもらつたらどうかと、こう
いうふうな気がするわけでございましてけれども、
その辺についての外務大臣の見解を改めて伺い

をしたいということ、それから今後のアメリカ
について、それはやはりガットの自由貿易の精神
に反するものだというふうなことであれば、今後
アメリカに対してどういうふうな働きかけを行
つていけるつもりなのか、その点についての御見
解を伺いたい、こういうふうな思ひます。

○国務大臣(河野洋平君) しばしばのお尋ねで
ございますので、少し整理してお答えを申し上げ
ておきたいと思ひます。

今、議員からお尋ねのWTO協定十六条の四
項、すなわち「加盟国は、自国の法令及び行政上の
手続を附属書の協定に定める義務に適合したもの
とすることを確保する。」と、こう十六条四項で定
めているわけでございます。

そこで、WTO協定において同協定の対象とな
る事項について、これは今、議員お話しになりま
したように、我々が考えておかなければならませ
んことは、WTO協定に加盟していない国に対し
て対応する、それからWTO協定の対象とならな
い事項というものがあるということも頭に入れて
おかなければならないと思ひます。

そこで、同協定の対象となる事項について、W
TOの紛争解決手続を経ることなく一方的措置を
とること、これはWTO協定で禁止されてお
ります。また、今般アメリカ議会でも承認されてア
メリカのウルグアイ・ラウンド合意実施法案には、
三〇一条手続のもとにおいてもWTO協定の対象
事項についてはWTOの紛争解決手続に従うこと
が定められております。今回の実施法案について
はそういうことになっております。

したがって、三〇一条の存在自体が、これ
は繰り返すことになりますが、WTO協定に存在自体
が違反するということにはならないと思ひます
が、アメリカがWTO協定の対象となる事項につ
いて、三〇一条などに基いてWTOの紛争解決
手続を経ることなく相手国の利益を侵害するよう
な一方的措置をとる場合にはWTO協定違反とな
る。しかし、これは考えてみれば、こういうこと
をやればそれはもうアメリカの法案自体にも触れ

てしようということにきつ々しと思ひますので、そういうことは今は考えにくい、常識では考えにくい、こう考へてよろしいかと思ひます。

そこで、そういう状況であつたら我が国はどうするか。我が国はそうしたことに於いてアメリカに對しても何かアピールすべきではないか、これが議員の御趣旨だろと思ひます。我が国としては、WTO協定が今申し上げましたような一方的措置を禁止しているということにかんがみれば、そうした措置をあたかも想定しているような三〇一条というものは、明らかにWTO協定の精神に照らして問題がある、こういうことは言えると思ひます。

したがひまして、私どもといたしましては、これまでアメリカに對してこうした精神に照らしておかしいということとはしばしば既に言つてきているところございまして、今後もそうした立場を明らかにし続けてまいりたい、こう思つております。

○都築議員 大分時間がなくなつてまいりましたので、あと大変恐縮ですが質問を省略いたしました。今後世界の中で日本が積極的な役割を果たしていく、現在の地位にふさわしい役割を果たすというところでWTOの、例えば今のガットの事務局の職員については日本人職員がわずか一人でございますか、そういったことについて御議論があつたわけでございます。

例えば、今の日本の置かれてある状況あるいは日本人の今までの活動の実績、こういったものを考へていきますと、国際機関で活躍するというのはなかなか難しい。明石国連事務次長のような方はいらつしやいますけれども、本当に言葉の問題とかあるいは大変難しい人間関係とか、そういった中で生き延びていく。

さらに、以前だったら、例えば一ドル三百六十円というふうな時代であれば処遇条件は大変向こうの方がいいということで、それに引かれて行く方もいらした、やりがいがある仕事だということもございすけれども。ただ、今の日本のこれだ

けの円高が進んでいる状況の中では、労働時間の問題は別といたしまして、日本の方がかなり恵まれているような状況になるわけですね。しかも、雇用関係もかなり安定をしている。国際機関だと、どうしても嘱託とか非常勤の雇いとか有期の契約、そういったものを繰り返して繰り返してやうやくパーマネットな職員になつていくという状況の中で、日本人というのはやはり安定性を志向するわけでございます。

それから、もちろん職業のあり方も、向こうはやはり就職というところで、自分がこういう専門家としてエコノミストとしてやつていくんだと、こういうふうな形で職業を選ぶ。それについては、ヨーロッパの企業で働こうがアメリカの官庁で働こうが国際機関で働こうが、これは全く全然無差別なわけでございます。ところが、日本の場合にはなかなかそういう事情にはないだろう。こういうふうなことがあるわけでございますから、なかなか日本人の職員をふやすというのは難しい状況があるだろうと思つております。

ですから、例えば現在の国連における分担比率からいふと日本人の割合はどれくらいにならなきやいけなないのか。そういった状況を踏まえますと、もつと日本人をふやす方法として、例えば企業とかあるいは官庁にも優秀な人材がいるわけでございますから、そういった者を三年とか五年のサイクルで出していくことでも、それぞれの国の立場に立つて活動することはできないにしても、多様性のある国際機関でございすから、もつと日本の国際的な役割をそういった中で果たしていくことができれば、コミュニケーションも非常に疎通がよくなるわけでございますから、そういった観点から民間企業とか官庁の出向制度の活用とか、こういったものをお考へにならないのか。そこら辺について外務大臣の御見解を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(河野洋平君) 今の議員の御提案は私は大変意味のある御提案だと思ひます。民間その他からの出向、そうしたことも十分視野に入れて

考へなければならぬと思ひます。

一言だけ申し上げますれば、もう議員十分御承知のとおり今度のWTOの事務局に我が方として人も入りたいというふうには思つておりますが、これは御案内のとおりガットからWTOに事務局の人間はほとんど引き継がれていくであろうと。今、ガットの事務局に四百五十人いるようございすますが、その中でいわゆる専門職と言われ人は百七十名前後、今回新たに採用するとしても恐らく二十名程度ではないかと言われております。そこに五百名以上の希望者が現在いる。つまり、アメリカだけでも数百人の希望者がいるらしいというふうにも言われておりまして、その二十名の枠の中に入るといふこともまづ難しい。それから、希望者を国内で見つけることもなかなかそう簡単なことではないという状況でございます。

今、議員御提案のように、民間あるいはその他地方団体等の出向なども視野に入れましてその点考へたいと思つております。

○都築議員 ありがとうございます。いよいよもう時間がなくなりましたので、最後の質問でございます。

先ほど私は、族議員になるつもりはないと、こういうふうな申し上げてございす、どなたかやじを飛ばされたのかわかりませんが、特定の団体とか特定の利益を誘導するような今の既成の政党というのとは違つて、いよいよ二日後に新進党が結成されることになるわけでございますけれども、より広い視野に立つて国民の利益のために、国のために我々は活動していくということとございまして、そういった観点から、農業問題についても族議員の立場ではなくて農業の重要性というのを訴えてきたつもりでございます。

ただ、もう一つの視点として考へられますのは、実はやはり人づくりの問題、雇用の問題というものが非常に重要な問題でございます。人づくりなくして国づくりなしというのは鳩山前労働大臣が言われた名言でございますけれども、現実に今

起こりつつあるのは何かというと、農業をつぶして商工業を進める、そして今、商工業が空洞化して国が減りつつあるのではないかと。というのは、日本のほとんど唯一の資源と言へるのは優秀な人材でございます。極めて勤勉意欲の高い、そして教育水準の高い、そういった人的資源が日本の財産でございます。

だから、そういったものが産業が空洞化することと全く浪費されてしまふということになりかねないわけございまして、今回のWTO協定が完全実施されていよいよ劇的な変化がもし起こるといふようなことになれば、本当に農業をつぶしてしまつて商工業を盛つて、商工業をまた空洞化させて国が減りていくというふうなことになるか、ねない、こういうふうなことを考へるわけでございます。

ぜひそういうことのないように各般の対策をしっかりと講じていただくということで、総理の御決意を最後にお伺ひして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(村山富市君) WTOがこれからの日本経済全体にいろんな意味でプラスがあるということは、これまでの議論の中で十分皆さん方にも御認識をいただいていると思うんですが、ただ農業に對する厳しい環境がつくられていくということも当然これはあり得るわけですから、その厳しい環境の中で日本の農業をどう守っていくか、あるいは国民食糧をどう確保していくかということも重要でございますし、とりわけ中小企業につきましても、円高の問題あるいは投資の問題等々も含めて空洞化が懸念される。

そこで、どうしてこの中小企業の育成を図りながら空洞化を防いで雇用の新しい拡大を図っていくかというふうなことも関連してこれからの重要な課題になつてくることは当然であります。その中で、今お話のございましたように、人的な資源というものをどういふふうな確保して教育水準を高めて、日本が世界の中でハイレベルの技術指導ができるような体制をつくっていくかというこ

とも極めて重要な課題であるということも、真剣な受けとめをしながらこれから取り組んでいきたいという決意には変わりございませんということを申し上げておきたいと思ひます。

○都築龍君 御答弁のなかった大臣には大変失礼申し上げます。どうもありがとうございます。

○委員長(矢田部理君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、山口哲夫君が委員を辞任され、その補欠として谷本頼君が選任されました。

○刈田貞子君 公明党の刈田でございます。

先目、この委員会である方の御発言がありました。記者の方がWTOというのは何と聞かれた、こういう発言があったんですけれども、マスコミの方がWTOというのは何と聞くことですから、私どものような主婦はもとこれ何なんだろうということがあるだろうと思ひます。先ほど官房長官も、こういうものについてとつと国民的なPRをしていくことをおっしゃっておられましたので、このことはぜひよろしく願ひしたいと思ひます。

あわせてそのときに、このWTOを受け入れることによってさまざまな影響を受けるところの人たち、つまり大きな影響を受ける農業関係はもちろんですけれども、中小企業とかあるいは食品安全性の確保の問題とか、こういうものがこの委員会を通じてつと明らかにされてきておりますので、そうした対応、あるいはどんな形で今後変更していくのかというようなこと、対応しながら変えていくのかというような事柄についても親切に私は国民に知らしめていく必要があると思ひますけれども、総理はいかがでしょう。

○国務大臣(村山富市君) 今もお話を申し上げますけれども、また委員から御指摘もございまして、WTOというのの一体どういうことな

んですか、何ですか。できるだけ日本語を使つて世界貿易機関だ、こういうふうに出てみても、世界貿易機関というのは一体何をやるんですか、こういうことになろうかと思ひます。ね。しかし、この委員会の審議を通じてできるだけ皆さん方に御理解もいただくことも大事なことでございます。

このWTO協定を受け入れることが日本の経済全体にとって非常にプラス面もあるということでは、たびたびここで議論されておりますから御理解はいただいておりますというふうには思ひますけれども、しかしその反面、またこの委員会でも深刻な議論もございました。この農業問題や、あるいは先ほども申し上げましたように、円高の中で中小企業が非常に苦んでおるとかあるいは空洞化が進んでおるとかいうような状況の中で、単に中小企業だけの問題ではなくて、雇用問題等も含めてこれからいろいろな難しい問題も起こってくるわけでありまして、WTO協定を受けることによってどのようなプラス面があるのか、どのようなマイナス面があるのか、そのマイナス面をどのようにカバーしていくかとしておられるのかといったようなことについて、可能な限り国民の皆さんにもよく理解していただくように、これからやっぱいろいろな手段を通じて方法を講じながら御理解をいただくことは極めて大事なことでありうふうに受けとめております。

○刈田貞子君 ぜひ御努力いただきたいと思ひます。

それから皆さんお触れになりましたけれども、六兆百億の問題についてちよつと申してみたいというふうにも思ひます。

今回のこのWTOの受け入れによって日本の農業というのは大きな影響を受け、そして変化を遂げなければならぬのではないだろうかというふうには私は思ひますけれども、大きな農業の転換期に当たつて、日本の農業がどんな歴史を繰り返してきたのかということ調べてみました。実は、今ここに写しを持ってきておりますけれども、我が国では法律に基づいて毎年農林水産白書を出しておりますけれども、その第一号が昭和三十三年に出たんです。その昭和三十三年の農林白書を読みますと、そこでは日本農業の五つの赤信号というのを挙げております。そして、その五つの赤信号とは何かと申しますと、農業所得の低さ、国内食糧自給の低さ、国際競争力の低さ、兼業化の進行、そして農業就業者の減少、これを五つの赤信号とくくつて農林白書の第一号で論じておるわけでございます。私はこの要素を見て、今日に類似しているというふうには思ひました。

考えてみますと、この三十二年以降、我が国では農業に対して多大のいわゆる投資をしてきたわけでございますけれども、しかしながらこれはやっぱり日本の農業が抱えている基本的な課題なんだろうというふうにも思ひます。だから、この基本的な課題を本日に今この時点で転換していくことが必要であるとするれば、この六兆百億という、またどこが真水かなども言われておられる六兆百億の六年間の予算を有効に使つていければ新農政に沿つた新しい農業の展開に努めなければならないというふうには、これは私、深刻に思っておりますけれども、総理の御決意を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(村山富市君) 今、三十二年の農業白書を例にとつて、所得の低さ、自給力の低さあるいは競争力の弱さ、兼業農家がふえていく、そして全体として減少傾向にある、こういう視点の指摘がございましたが、これはやっぱりこれまでずっと持ち続けてきている問題ではないかと思ひます。これはそれほど農業というのは経済全体から考えてまいりますと極めて厳しい難しい問題を抱えておるといふことを半面私はあらわしておると思ひます。

しかし、何といつても食糧というのは、単に生産農家だけのためではなくて、国民全体がどういう状況に置かれようとも安全な食糧を安定的に供給してもらえようという体制をつくるということは国の責任でもございまして、とりわけこれから、

先ほども議論がございましたように、人口と食糧というものを国際的視野から考えてみてもさらに深刻な状況が想定されておる。こういうことも含めて私は、この日本の農業がどうあるべきか、国民の安定的な食糧の供給がどうすれば確保されるかといったような問題については大きな課題であるということも前提にして今回の農業対策というものが講じられておるわけでありまして、これを内閣一体となつて推し進めていくことによつて、何とかそうした問題点を克服して、そして持続的に継続的に発展できるように農業基盤というものをしっかりとつくりながらなすという決意で取り組んでおるといふことについては御理解を賜りたいというふうには思ひます。

○刈田貞子君 次に、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱というものが出来ておりますけれども、この大綱の中に、講すべき施策ということで「農業・農村の維持・発展に大きな役割を果たしている女性や高齢者の地位向上、能力発揮等を図る。」という大変な部分がございまして、私は、これまでしばしば農村における女性の役割について質問をしてまいりましたけれども、その労働力は農村に大変有能に働いておられるけれども女性の地位は依然として低いというような場面があるやと思ひますが、ここで地位向上等をうたわれました。

御存じのとおり、日本の農業はその主力な部分六割を女性が支えているという現状があります。そして私が思ひますには、もしかすると女性性のウェイトが高くなつていくのではないかとこのようににさへ私は思つておるんです。この農村女性性は生産に従事するとともに、家庭を管理しあるいは高齢者を助け、そして健全な農家生活の運営に大きく貢献をしておる。つまり、そのことが農村の社会を維持し安定させている大きな要因だと私は思つておる。そして、こういう元気な女性が農村にいればこそ農村は活性化していく、こういうふうにも思ひます。しかしながら、こうした農村女性に対してさら

に大きな期待をこめて与えてくださるのならば、私はどうしても働きやすい環境をもっと強化してほしい。農村女性の労働条件は大変なものであることは総理も御存じだと思います。働きやすい環境をつくっていかねばならないだろうと思います。それからまた、年金に象徴されるように老後の問題を農村の女性は大変心配しております。こうした課題も解決していかねばならないというふうに思います。

こういうことをめぐって、総理から農村女性にひとつ温かい抱負を述べていただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(村山富市君) 今、委員からお話がいりましたように、農村の現状、とりわけ中山間地域の農村の現状等を見ますと、だんだん若い人がいなくなる、年齢は高齢化していく、少子化が進んでいく、こういうことからだんだん寂れていくような傾向というものがある。こちらで見られるわけですね。そういう状況の中で女性が受け持つおる分野というのは大変大きなものがございしますし、とりわけ農業の担い手として今、女性が果たしておる役割というものは大変大きいものがあると思ひます。したがって、女性がそういう担い手となって十分やっていけるようなそういう農業・農村というものをどう構築していくかということは、私は極めて大事なことでありううに思っております。

このため、現在、農協等地方の方針決定の場合、女性ができるだけ参画できるようにする、農協の役員なんかにほとんど女性がやっぱり出ていたいただく必要があるのではないかと、いろいろなことやら、あるいはまた研修等を通じて女性の能力を開発していくというふうな手だても講ずる必要があるというふうに思ひますし、何よりも今お話もございましたように、女性が主体的に仕事に携われるようなそういう環境というものをどうつくっていくかということも大事なことでありううに思ひますから、そういう各般の施策を講ずることによって女性の地位が確保され、同時に、本当に担い

手として安心して働いてもらえるようなそういう条件というものを整備するために、これからの施策を十分考えて講じていく必要があるというふうに認識をいたしております。

○刈田貞子君 通産大臣にお伺いをいたします。このWTOの発足によって世界の貿易の自由化が促進されるということは、貿易量が大変ふえていくことになるだろうというふうに思ひます。その中で、我が国にとつてみれば輸入もふえるでしょう、しかし輸出もふえるでしょうということがあるわけですね。その中で、輸出がふえた場合には、また貿易収支のインバランスみたいな問題を起こして新たな国際的なターゲットにされかねないというふうな思いも持たなくはないのですが、こういうことはいかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 委員が御指摘になりましたように、これが成立をいたしました段階では間違いなしに世界的に貿易は拡大をいたします。その中で、日本にとりましては輸出のチャンスもそれだけふえていくわけでありますが、輸入のチャンスもそれは間違いなしにふえてまいります。

そういうことを考えてまいりました場合に、例えば、この委員会におきましても、国内産業の中で輸入品との競争によつてむしろ弱い立場の産業についてどうするかという御心配が非常に強く出されておりました。そして、その問題を我々は決して否定をいたしませんし、その被害を最小限に食い止める努力もしてまいりました。

私は、このWTO協定のスタートというもので貿易収支の黒字が増大するかどうかということ、これはなかなか想定がしづらいことだと思ひます。そして、これは例えば海外への技術移転が今後も行われていきました場合に、当然のことながら資本財の輸出がふえていくわけでありまして、その製品がまた日本に輸入で戻ってくるにいたしましても、委員が御指摘になりましたような懸念が全くないとは私は申しません。しかし、それよりもやはり私は、日本の貿易収

支を考えました場合には、短期的には一つ大きく考えていただかなければならないこととしての為替のレートの問題、また原油価格、我が国のエネルギーの中枢を占めております原油の価格というものには非常に大きな影響を持てまいります。そして、世界経済全体の動向というものが影響されるわけでありまして、こうした要素の方が要因としては大きいと思ひます。

同時に、中長期的に考えました場合には、マクロの貯蓄と投資のバランスなどの要因がはるかに大きな影響を占めるであろう。そして今、私も公共投資基本計画の見直しを進めてまいりましたゆえんというもので、この投資と貯蓄のバランスというものが着目し、日本の黒字幅を意味のある縮小につなげていきたい、そうした観点から組み立てておることである、これを御理解いただきたいと存じます。

○刈田貞子君 本委員会でもWTOの問題をずっと審議してきて、食品の安全性に関する問題が非常に多く議論をされました。これはまた国民の皆さんの全員の危惧の一つであるというふうに私は思っております。

そこで、食品の安全性についてはSPS協定によつて何とかこれを担保できるのではないかと、う話がつつと出てきたわけで、つまりSPS協定第三条の科学的正当性を使つて、そして紛争処理委員会に持ち込んで我が国の正当性が保証されれば、そこで我が国の食品行政を担保していくことができるということ、厚生省の専門家からの御説明でもありました。

これは私は本当にそうかなというふうに思ひます。かつて私も、食品の安全性の問題だけではなく、ガットの機関においても我が国の主張をするためにパネルにかけてまいりました。しかしながら、そこで我が国の主張が入れられなかった場面は多々あったわけですね。ですから、これから紛争処理機関にこのSPS第三条を使つて我が国の科学的正当性を主張して、そして私どもの健康や食の安全を守ろうということが本当にできるの

かどうかということは今、一つの懸念として残っているわけでありまして。今後、この問題について積極的にそうした手法をおとりになって、この紛争処理委員会等に持ち込むというような決意を本当に持つておられるのかどうか、これが一点です。

それから、しかしながらそうした機関に持ち込んだら、今申し上げたように、ガットでは勝てなかつた場面もありますよ、こういうことでございします。その場合には、やはり協定本文の十条に改正することもできるという道があけてあります。しかしながら、よく読んでみますと大変厳しい条文になつておるわけですね。でも、この委員会では参考人の方々をお呼びして伺ったときに、まずければ今後の折衝の中で直していくことができるというのを南山大学の先生がおっしゃられました。

したがって、私は、今後どうしても我が国の立場が主張できないときには改正をするような、そのつもりもやっぱり持つてこうした貿易機構とかかわつていかねばならないというふうに思ひます。ですから、外務大臣のお考えを伺ひます。

○国務大臣(河野洋平君) 議員がもう既に御調べをいたしているように、第十条ですが、改正については確かに条項がございしますけれども、その改正をするためには三分の二の合意がないとできないということになっておりました。これは非常に厳しい。それは三分の二で改正ができるくらいなら最初から我々の主張は通る可能性が非常に多いわけでございますから、そこは実はなかなか難しいと思ひます。

しかし、先ほどから御議論いただいておりますように、科学的正当性、これはあくまでも科学的な主張というものは科学的に判断をしてもらわなければならぬわけで、私はそうした科学的正当性、それはもちろん国情というものいろいろあつて、その国は主食たるものを他の国に比べればはるかにたくさん食べるとか、嗜好があつて例えばリンゴはよその国に比べればはるかに摂取する

量が多いとか、そういう問題も一方にあるわけですが、いずれにせよ、我が国として最新かつ最適なデータに基づいて科学的正当性について説明をして、我が国の主張が理解が得られるようにまず努力をするということがこの協定の中で一番オーソドックスなやり方であると思います。

もちろん、議員御指摘のように改正の条項がございませうから、その改正の条項にのっとった作業というものを全く想定しないとか、頭からそれはもうそういうことはと言つたりはございませうけれども、まずは科学的正当性の主張ということに問題が起これば全力を挙げることが筋だということに思います。

○刈田貞子君 私消費者運動をやつてきて、こうした問題をずつとやってきた者の一人として、日本の国の食品行政は大変に厳しくできております。それは添加物の数一つとっても日本の国は非常に厳しく少ないわけですね。よその国は多大な数があるわけでございますから、これをどっちに寄せるかの話になっていくのが今ここに出てくる話のことなんです。

そして、我が国の立場を主張するすれば、本当にここではそれこそ年じゅう紛争処理委員会に持ち込まなければならぬというものが出てくるだろうし、そのぐらゐの決意を持たなければ、やはり国民の多くの皆様が心配していらつしやることに對して私はたえられないのではないかと、いうふうに思ひますので、この点については重々、のやはり覚悟をして当たつていただきたい、このように思います。

それから、外務大臣に重ねてお伺いするのですが、世界の地域主義とWTOの関係のことでございませう。これもこの委員会ではいろいろ出てまいりましたけれども、経済ブロックに関する問題とWTOの関係というのは、実は大きく掘り下げた議論をしなければならぬ問題がたぶんあるうかというふうに思ひます。したがつて、深くは入り込めないわけですが、当面こうした問題を我が国としてはどのように考えておられるの

かという点が一点と、それからもう一つは、EACに加盟をするかしないかという問題がいま一つあります。経団連等でも積極的に参加をしたらというふうな声も上がつてきている中で、この問題もひとつ考えていく課題だろうというふうに思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(河野洋平君) WTOは、もう議員十分御承知のとおり、世界共通の貿易のルールをつくらう、物ばかりでなくサービスの分野に至るまでルール化しようという目的を持って、百二十五の国と地域が参加をして合意をして、いよいよスタートをしよう、こういう状況でございます。これは世界共通のルールづくりというところに意味があるのであつて、我々はその意味を十分体していかねければならぬ。

我々が参加をし、これを積極的に進めていきたいと考えております。APEECは、まさに地域主義を排して開放的な自由貿易体制というものを目指そうということを考えているわけでございます。そして、このこととWTOとも矛盾がない、むしろWTOを補完するあるいは強化する、そういうものにしていくという意欲を持って取り組んでいることをぜひ御理解いただきたいと思ひます。

そこで、EAECCの問題でございます。EAECCを我が国としてどう見るかということについては、何度かお答えを本院でも申し上げたと思ひますが、現状では、まだEAECCが何を指すかということが十分な理解がEAECCの外側の国にございませぬ。我々が今一番心配しておりますのは、EAECCがAPEECを分析してしまふような、つまりAPEECの中にまいたいわば党中党がございませうということになることを一番心配しております。EAECCが何を指しているか、そしてまた、その目指すものがEAECCが呼びかける他の外側の国に理解が求められるかどうかということが一番心配しております。

我々はEAECCの方々に、とにかくEAECCがスタートをするときにはみんなから拍手を浴びてスタートできる、そういう状況にならなさい

ないということを申し上げているわけでございます。そして、もうしばらくEAECCの方々の主張、考え方、そしてその理解を求めるための努力を見守りたい、こんなふうに思つております。

○刈田貞子君 WTOと南北関係の問題もこの委員会ではいろいろ出ました。今後、新たなやはり南北問題というふうな形のもので出てくることも想定されませうけれども、我が国としてはそうした問題あるいは傾向に對してどういうふうに対応していけるかというふうにお思ひになられますか。

○國務大臣(河野洋平君) 先ほど申し上げましたように、共通のルールで貿易をしようということになりますと、南北間の格差がさらに開いてしまふのではないかと、心配がございませう。しかし、考えてみますと、APEECで自由化の方向に向かつて進もうという提案をなさつたのはインドネシアでございませう。つまり、いわゆる南の地域から非常に元氣のいい自由化に向けての提案が出ていることも事実でございませう。

これはOECDの試算を見ても、もしWTOがスタートをしていくとすれば、WTOをやらなかつたときに比べて二〇〇三年とか五年の時点を見れば、貿易量がふえる。その貿易量が一番ふえるのは、むしろ途上国で貿易量がふえるという試算もございませう。

しかし、一方でやはり環境の問題その他心配な点もございませう。したがつて、私どもとしては技術支援、協力関係というものをさらに進めていかなければならぬと思ひます。また、たびたびAPEECの話で恐縮でございませうが、APEECの席上村山総理から、南々支援といひますか、先進国が途上国を支援する、これは従来のパターンでございませうが、途上国と途上国が相談をし合つて協力関係をつくる、あるいは先進国同士が相談をして協力して途上国の支援をする、さまざまな組み合わせの支援を、協力をするという形をつくらうという御提案を総理はされまして、それなども含めて大いに技術支援あるいは経済的な支援を進めてまいりたいと思

つております。

○刈田貞子君 世界では政治的なイデオロギーの対立がなくなつた、しかし経済的な利害関係が新しい対立を生むかもしれない状況が世界にはあるというふうには私は思ひます。そういう中であつて、WTOの設立というのは大変大きな意義があるというふうには思つております。

これによつて世界貿易の自由化が促進されるということは間違いないわけでございますけれども、この委員会を通じて、我が国にとっては極めて有効であるという御答弁が重ね重ね出てきたわけでありませうけれども、私は、この批准によつて打撃を受けたところの方々に大いなる対策をして、そして初めてそれが有効だということになるんだというふうには思ふんです。したがつて、格段の政治的努力を今後に見込んで、質問を終わります。

ありがとうございました。

○立木洋君 限られた時間ですから、総理にお伺ひいたします。

総理、この委員会が質疑をお聞きになつておわりのように、農業合意を受け入れて大変よかったというふうな質問は全くありませんでした。それどころか、この農業合意というのは大変な問題がある、この工業と農業を一緒にして貿易のルールでくるなんというのは間違ひだ。そして、農業が一たん破綻したならば、とてもじゃないけれども再建なんというのはもう大変なことになるんじゃないか。今のようない国内対策で本当に農業がどうなるか。もう危機感いっぱいというのが厳しい批判として質問の中で寄せられたというのが実情だと思ふんです。政府の方もその答弁は、いや農業合意はよかったんですという答弁は私は聞きませう。苦渋の選択だ、苦しんでそうしなればならなかつたんだと言われたんです。

私は、全くおかしいと思ふんです。国会の中で、全部がこればよくないと思つてることが堂々と通るようになる。これは全く不思議なことなんです。だめならばこれはやつぱり拒否すべき

なんです。そういう意味で言うと、やむを得なかったんでは私はないと。アメリカだとヨーロッパの国々が自分たちの死活にかかわる重要な問題に關しては自由化を絶対に許さないという立場を貫いたにもかかわらず、日本の場合は、この農業の問題、極めて主権にかかわるこの重要な問題を我々としては絶対に受け入れることができないという態度を貫くべきだったと私は思うんです。

そういう意味で言うならば、これは苦悩な選択だったというふうな意味合いではなくて、戦後を考へるならば幾つかの問題がありますけれども、この農業合意を受け入れたということは戦後における最大の誤りの一つだということを私ははっきり申し上げたいと思うんです。

総理は先日の質問の中でこう言われました。ほかの方が聞いたら、日本は、いや農業だけではないんだ、ほかの分野もあるんだ、だから苦渋の選択として、貿易立国としてこれを受け入れなければならなかったんだという趣旨のことを言われたんです。

しかし、問題はそうじゃないんですね。日本の食糧問題というのは、食糧の問題だけではなくして、国土の保全から、国民の健康問題から、文化の伝統の問題から、あらゆる問題にかかわる重要な主権の問題なんです。もし日本の食糧を日本が守らなくて、日本の政府が責任を持たなくて、一体どこの国が日本の食糧を守ってくれるのか。日本の主権は日本が守らなければならないんです。ほかの国に日本の主権は守ってもらえないんです。これは政府の責任なんです。だから、貿易立国だから、農業は一分野だからというように言いわけは私は全く通らない。

外交の継続ということもおっしゃいました。外交の継続というのは、誤った外交を引き継ぐというのが政府の態度であつてはならないと思うんです。外交の継続ということを言われるならば、その外交の誤りを本当に正すことを新しい内閣の責任であるべきだと、私はこのように考えるんです。

そういう幾つかの問題について今述べましたけれども、これらの観点に關して、この農業合意を受け入れたということはやっぱり重大な誤りだというふうにお考えになるかどうか。この誤りに對して、今後、政府としてはどういうふうにそれを改めていく責任ある態度をとっていくのか、この点について総理のお考えをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(村山富市君) 外交を継続することとを申し上げました。外交を継続するということは、誤った面は正すという姿勢が当然なくちゃならぬじゃないかと。そのとおりだと思います。もし誤っている点があれば、それは正していくことについてはいささかもやぶさかであつてはならないと。当然だと思います。

ただ、ウルグアイ・ラウンドでミニマムアクセスを受け入れたということにつきましては、これはもうたびたびここで議論がございましたように、やはり食糧というのは食糧安全保障という観点でもございまして、単に食糧をどうというだけの問題ではなくて、環境保全の問題や国土保全の問題やあるいは水の問題や、多角的に多面的に農業の果たしている役割というのは大変大きいものがあるわけですから、したがって何としてもこの日本の農業だけはしっかりと守っていきたいという態度を、これはもうたびたび国会決議もされているわけでありまして、態度を堅持して頑張ってきた。

特に、この委員会でも御議論がございましたように、食糧というのは輸出を前提にして農業経営をやっていると、我が国のように国内自給だけを前提としてやっている農業とは大変な違いがあるわけですね。そういう立場の違いというものもやっぱり出し合つて私は議論をされてきたものだというふうな思つております。

ただ、最後までぎりぎり粘つて頑張つたのは、強いて言えば日本と韓国ぐらいの国だったというふうなことも聞いておりますけれども、しかし食糧問題のミニマムアクセスを受け入れない、断固

反対だということになれば、これはガットそのものから日本は脱退するというようなことにもなりかねないもので、これはやっぱり日本経済全体のものと考えなきゃならぬという立場からするならば、ぎりぎり頑張つて、これはもうここまで来ればやむを得ないのではないかと意味では苦渋の選択をしたと、私はそういうふうに申し上げていくわけです。

ただ、それだけに、これからまたさらされてくる課題というものは大変大きいものもあるわけですから、したがって閣議でも了解しておりますし、同時に当時の政権も緊急農業農村対策本部というものも設置をして総理みずからが本部長になつて取り組んできている、こういう経緯もありまして、その経緯も十分踏まえた上で今後の農業農村対策については万全を期していこうというので、たびたびここで議論がございましたように、ことも踏まえて、政府は一体となつてこれから取り組んでいこう、こういう決意も申し上げておるわけでありまして、その点についてはよく御理解をいただきたいというふうに思います。

○立木洋君 今の総理の答弁ですけれども、理解するわけにはまいりません。結局、アメリカでもヨーロッパでも死活にかかわる主権の問題に關してはあくまでも自由化を拒否するんです。それによつてガットから追放されるなんということは全くありません。それほどどの状態に日本の経済力はあつたのではないということも私は述べておきたいと思うんです。

今までの日米関係の経過を振り返つてみますと、私は幾多の問題があつたと思うのは、特にアメリカの不当なあの三〇一条ですね。この問題について調査が開始される、あるいは提訴される、さらには制裁の発動が行われる、そういうまさに繰り返してました。そういう中で、一方的な制裁によるおどかしの結果として場合によつては譲歩しなければならなかった、こういう経過については私はここで詳しく申し上げる時間がありません。私だけでも、そういう問題があつたんです。

だからこそ、今度の問題の中では世界の貿易ルール、これを公平公正にやらなければならぬというところで、そういう一方的な制裁措置はとてはならないというふうなことがWTOでも問題になつてきたわけですね。ですから、この中においてはそういう一方の制裁措置というふうなことが行われぬように、またそれに反するような国内法についてもそういうものについてはWTOに適合させるようにというふうになつていくわけです。

ところが、実際にここで今議論してきた内容を振り返つてみますと、アメリカは国内法にちゃんと明記をして、三〇一条というのは何らWTOの影響は受けない、制約は受けないと。そして、さつきも言いましたように、カンター代表なんかの発言等についても、正確に言えばいろいろあります、その枠外の問題だとかあるいはそれに加盟していない国の問題だとか、さまざまな問題があります。しかし問題は、もしWTOにかかわる問題であつても、それでアメリカが一方的に発動してきた場合、二十八カ月間かかるんです、制裁を受けている期間が。その企業は、産業はお手上げになるんですよ。こういう重大な事態があつて、本当にそういうことをしてはならないというその縛りさえアメリカに対してはからなかった、現実的には、こういう問題になつていく。

私は、その詳しい内容については河野さんと外務委員会で幾らでも議論ができますから、きょうは限られた時間なので総理にお聞きします。

この問題、アメリカのそういう身勝手な横暴なやり方について、そういうふうな問題について総理はどのようにお考えになるのか。こういう問題について、日本が主権ある国であるならばアメリカのこういうような横暴なやり方について今後どういうふうな基本的な対処しておいきになるのか、総理の見解をお伺いしたい。

○國務大臣(河野洋平君) ちょっと一言だけ私から先に。
○立木洋君 時間がなくなるんです。

○国務大臣(河野洋平君) では一言だけ。

確かに、WTOの規定どおりやっても二十数カ月かかる、これはもう議員の御指摘のとおりです。しかしながら、WTO協定なかりせばもつと時間がかかる。WTO協定は、もつと時間がかかっているものが少なくとも改善をされたということだけはお認めいただかなければならないと思うんです。

日米関係、アメリカに対する姿勢は総理から御答弁があると存じます。

○国務大臣(村山富市君) 今度のWTO協定の中の紛争処理規定というのは、以前から見ると相当改善をされていると私は思います。したがって、先ほど来お話がございまして、米國が三〇一条を持っていますと自分はWTO協定に反するかとはいえ、そんなものではない。今、お話もございまして、対象外のものやあるいはWTOに加わっていない国に対してはこの発動ができる、二国間の関係になると思いませんか、それ自体をもって違反しているとは思わないと思うんです。ただ、WTO協定で決められておるものに違反をするような場合は、これは当然やっぱりの協定に基づいて手続をとって、そして問題の処理に当たらないかならぬのは当然の話だと思いたすね。

私は、これはアメリカがアメリカ国内問題として三〇一条をつくっているということについては日本政府からとか言う筋合いのものではないと思えますけれども、しかし日本とアメリカとの関係でWTO協定に反するようなら三〇一条の扱い方ということについては、これは当然反するわけですから、その限りにおいては日本政府が毅然たる態度で対応していくのは当然だと思いたす。

○立木洋君 この基本的な点については、アメリカのこのように態度についていわれる国際的にもそのまま放置しておくならば、世界の公正公平な貿易秩序の確立の妨げになるという問題点については、私ははっきり指摘しておきたいと思うんです。

す。

それから最後の質問になると思いたすけれども、農業協定の再交渉を私たちは強く要求しました、総理も御承知のように。これではだめなんだと。それについては、少なくとも今の時点で、こういう国会で批准しているような状況の中でどうして再交渉ができませんかというふうなお話もございしました。あるいは国連海洋法条約の場合の問題を提起したことについても、この問題でも同じように、いわゆるあれは少なくない国がいろいろ意見を持っていたからああいうふうになったのであって、日本だけが今農業の問題を主張してもそれはなかなか無理だろうと、そういうことは先刻御承知でありながら質問されているんじゃないかというふうなことも言われました。

そこで、私は言いたいです。日本の国の主権というのは日本でないといけないんです。ほかの国には守ってもらうことができないんです。どんな困難な状態があろうとも、どのような問題があろうとも、日本の主権は日本の政府が守らなければならない責任があるんです。

私は言いたいです。千島列島、戦後日本はやむなく放棄したと言いました。あれは間違つて放棄したと私は言いたいです。しかしあの千島列島が大変な問題であつて、やむを得なかつたと言いつながら、日本政府はそれを返せと言つて今要求しているんじゃないですか。そうでしょう。ほかの国が理解しなかつた、だけれども一生懸命外国にも訴えて、千島列島を返せと言つて主張しているんじゃないですか。

どんなことがあろうとも、日本の主権というのは日本が守らなければならないんです。農業の問題というのは、日本の主権、日本の民族のこれからのあり方にかかわる根本問題なんです。これを日本が主張しないどころか主張してくるんですか。外国の顔色を見ながらやるのは外交じゃないんです。外交の責任というのは何かといえ、主権を守ることが根本的な責任なんです。そのことを放棄しては、どのような意味でも本当の

国々の友好関係や連帯の関係は生まれない。主権を放棄したらそれは従属国になるんです。主権を守ることこそ大切なことです。

そういうことを考えるならば、先ほど言いましたWTOの第十条においても修正が可能です。これから努力を尽くして、民族の農業問題について、徹底的にこれを改めていく再交渉をやるべきだということを私は重ねて総理に要求したいんですが、総理のその問題についてのお考えを述べていただきたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) 何か委員の意見を聞いておりますと、いかにも主権を守っていない、主権を放棄しているというような印象を受けるような発言がございまして……

○立木洋君 印象じゃないんです、守っていないんです。

○国務大臣(村山富市君) いやいや、そんなことはないです。そんなことはないですよ。やつぱり主権はその国自身が守らなければならないことは、それはもう言うまでもなく当然なことですよ。

ただ、今の世界というのは、これだけ国境がなくなつて、経済の交流もするし文化の交流もするし、いろんな面で助け合つて協力し合つて理解を深めていくこと、こういう状況の中ですから、それぞれの国が理解し合つて協力し合うような体制があつて初めてその国の主権も守られていくという面もやっぱりあるわけですから、したがつてそういう面から考えてまいりますと今度のWTOの協定というものは、世界貿易の維持をするためにもあるいはまた強化していくためにも、多角的な自由化が促進される、そして国際経済秩序をしっかりと守つてお互いの信頼を高めていくという意味では大変大事なことで、必要なことだと。そういうことを通じて各国の主権が守られていくと、私はそういうふうにも思つておりますから、若干あなたとは見解を異にする点があるかもしれせん。

しかし、冒頭に申し上げましたように、その主権はその国がしっかりと守るというのは当然の話でありますから、主権を守る立場から、日本の政府として必要なことはあらゆる機関を通じて日本の意見を反映させるための努力はしていくというのは当然でございます。

○西川潔君 時間が短いので早口で御質問申し上げますが、よろしく願ひいたします。

今回のウルグアイ・ラウンド農業合意によりまして、日本の米市場の一部開放が決まったことによりまして、農業の後継者不足や担い手の高齢化といった問題を抱える農村地域をいかに活性化していくかが日本農業の存続にとって一層切迫した問題となつておると思いたす。

今、日本の社会は全体として高齢化への道を確実に歩んでいるところでございまして、しかしその速さは都市に比べて農村地域の方が一歩も二歩も前進をしております。日本全体の高齢化社会を見据えたときに、既に高齢化社会に直面している農村地域においてどのような姿の高齢化が好ましいか、その経験の中から学び取ることができるのではないかと私は思つております。言いかえますと、ここ数年間の農村地域における高齢化社会の姿が将来の日本全体の高齢化社会像に結びつくものではないかと思つております。

その意味におきまして、ここ数年間の農村地域における高齢化対策は非常に大切な課題であると考えられるわけですが、総理大臣はどのようにお考えでございましょうか。

○国務大臣(村山富市君) 日本の社会全体が急速に高齢化が進んでおるということはもうたびたび議論されておるとおりでありますし、とりわけ今お話のございましたように、農村の高齢化というのは、都市に比べて若い人がいなくなるとかあるいは少子化とか、いろんなことも含めて急速に高齢化が進んでいるという現状はそれとおりだと思いたす。

したがつて、年をとつてからやはり社会のために役立つおとという生きがいを感じる意味では、その健康に依つて何らかの働く場所も必要だろうし、同時に、医療や年金やら、そういうもの

のももつと完備させて、そして不安のないような状況をつくっていくということについては当然だと思えますから、総合的に内閣一体となつてその対策を講じていく必要があるということについては強い認識を持つておられることだけは申し上げておきたいと思ひます。

○西川潔君 続いて、やはり農村の方は全国平均より二十年も早いペースで高齢化が進んでいるということでございます。農村地域では、寝たきりなど介護を必要とするお年寄りの数も相当多くいらつしやるというふうに見込まれております。農家の老人介護の負担が今後ますます増大することによりまして、農業・生活活動に支障が生じるのではないかと心配があるわけです。

しかしその一方で、農村部には都市部の生活の中で失われつつあります人と人との結びつき、生活面での助け合い、いろいろと声をかけていたでいて、せんだつても兵庫県のいりんなところへ行つてまいりましたが、支え合う精神が本当に強く地域の中で機能しております。そして、お元気なお年寄りが多いわけです。都会の方も元氣な方が多いんですけれども、その元氣の質が少し違つていうんですか、僕らにはそういうふうに見えるんです。活躍のできる場がやつぱり広い範囲で地方の方は多い、そういうふうな印象を受けます。

そういったよい面を生かしつつ、お元氣なお年寄りができる限り働くことができる場の確保、そしてまた病氣になつたり介護が必要になつたときには医療や福祉の面で家族の負担をできる限り軽くしてあげる、生活活動に支障が生じることの不安を少しでも解消することが我々の仕事であるともまた思ひます。そのためには生産活動と非生産活動の両面から支援対策が必要であると思ひます。ですから、今後の農村における高齢化について政府といたしましてどのような対策を講じていたいただけるのか。また、来年度策定されます農山漁村の高齢化に関する中長期ビジョンの方向性も含めて、これは農林水産大臣にお伺ひしたいと思ひます。

医療、保健、福祉対策については厚生大臣にお伺ひしたいと思ひます。せんだつても、参考人としてお越しいただきました宮崎県の西都市長さんもおつしやつておられました。現状の地方財政では高齢者福祉、そういうふうなことの〇〇％のケアはできないというような御意見でございました。こういう面も含めまして厚生大臣に御答弁をいただきたいと思ひます。

地域活性化については、建設大臣にお願いいたします。

○国務大臣(大河原太一郎君) お話しのとおりでございます。二十一年先行して高齢化が進んでおる。これに対して、また一方で農業なり農村に對する参画が容易である、また環境もよろしいというふうな、いろいろ問題がございます。それに着目いたしまして、高齢者の方々の知識、技術あるいは経験等を生かした農業生産への関与を図つていく。またそれらの方々の社会活動、生産活動というものに利便な施設を整備するという方向でございます。お話ししたビジョンについては一年ぐらひかかちまして、急いで作成しようと思つて、ただいま検討中でございます。

○国務大臣(井出正一君) 農山村地域において進んでおります高齢化対策のために、保健医療・福祉サービスの提供体制の整備が急務であると考えております。厚生省といたしましては、今やつておられますゴールドプラン、さらに今後策定しようと考えております新ゴールドプランに基づいて、基盤整備の着実な推進や僻地医療対策の充実に取り組んでいかなくちゃならぬ、こう考えております。

具体的には、保健福祉対策につきましては、農山村地域においても整備が円滑に進むように、小規模な事業でも展開できるように、例えば特養なんかは入所定員五十人が普通でございますが、これを三十人でもいいとか、あるいは小規模デイサービスセンター、これも一日利用十五人程度、こう考えておるのを八人でも結構だと、こんなよう

な小規模事業。また、過疎地域等におきましては、生活不安のある方に対する住居や、地域住民との交流の場とともに、給食とかあるいは入浴とか生活指導等のデイサービスを一体とする高齢者生活福祉センターの整備も促進をしようと思つております。

また、医療の確保につきましては、現在第七次僻地保健医療計画に基づいて、中核病院とか診療所とかあるいは勤務医師の確保等さまざまな施策を行つておりますが、これは七年度で終わります。したがって、八年度以降につきましては、現在無医地区の実態調査を進めております。また、二十一世紀に向けた総合的な僻地保健医療対策について、十月から検討会を持つていただいて鋭意検討を進めていただいておりますから、その結論を踏まえて万全を期していきたい、こう考えております。

○国務大臣(野坂浩賢君) 中山間地帯をどう活性化させるか。建設省としては、つかさつかさでそれそれやるわけでありましたが、十分農水省や厚生省とも連絡をとつてやります。

都築委員の際にお話ししたんですが、例えば地域の高規格道路もつくる、ふれあいトンネルもつくる、定住促進対策もやる。基盤整備と同時に河川の整備等も行つて、住みやすい、環境の整備された、そういう安定した中山間地帯というものをつくるために、我々としては今度の予算についても総額約一兆円に近いものを提案してお願ひしておる。そうでなければより過疎化になるではなからうか、こういうふうな考えて、整備促進のための対策を講じておるところでございます。

以上です。

○西川潔君 ありがとうございます。それぞれの大任に前向きな御答弁をいただきました。私の質問あと一分になりましたのですけれども、私は質問の通告を出してありますが、久しぶりに橋本通産大臣に一言お伺ひしてもよろしいでしょうか。

守つていただいたのは三人ぐらひで、僕はここへ来てタレント議員と言われて、何かしなければというところで二つ三つやらせていただいたんですけれども、大蔵大臣のときもお願いに上がりましたし、厚生大臣のときもそうですし、今、通産大臣でもありますが、いろんな閣僚を体験されて、これからの高齢化社会、財政等々を見まして、今、僕が質問をさせていただきましたようなことは、安心して日本のお年寄りが、また農業も漁業も含めて生活をしていける夢や希望を持つていけるものなんでしょうか。

総論というのでしょうか、一言だけいただけたらと思うんです、総理に大変御無礼でございますけれども。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、それぞれの閣僚が答弁をされました内容、それを踏まえてお互いが力を合わせていかなければならない。その中で国の仕組み、地方の仕組みだけではなく、地域社会の中でどれだけお互いが助け合える気持ちを持つた仕組みをつくり出せるかがそのかぎだと思つております。

○西川潔君 ありがとうございます。地域の支え合い。大変御無礼いたしました。

○西野康雄君 新党・護憲リベラルの西野康雄でございます。

政治改革特別委員会のときでしてしようか、首相と外務大臣に対してある本を出して、ソ連から社会党は金もろうとするやないかと、CIAから自民党は金もろうとつたやないかと、その本の著者を事実でなかつたら訴えたらどうやというふうな御質問をなされた方がいらつしやいますけれども、この本は「アメリカ殺しの超発想」というニューヨーク市立大学教授の霍見芳浩さんという方の本でございます。「包括協議強要、モトローラ日本占領、湾岸戦争協力費カツアゲ、コメ騒動、防衛費水ましなどで国を売つたのは誰か」というふうなことで、中身のところに、

日本のフィクサー小沢一郎の腹の内は、アメリカは全部お見通しだ。日本では、いっぱしの

国士きどり、コワモテで通っている小沢氏が、アメリカで一体何をやってきたのか。アメリカに対して見えていたゴマをすれるだけすり、誉めさえすれば面倒をみてくれると思ひ込み、国の主権まで売り渡し、そしてなおかつそれで私腹を肥やした男。

こういうふうなことが書いてある。それが事実でなかったならば訴えたらええなと私自身そう思うんです。ぜひともこの本、お読みください。

もう一冊、いい本があるんです。「ビジョン・オブ・ジャパン」という本でございまして、この著者は絶対に総理大臣になるべき人だと思っておりますが、橋本龍太郎という方です。

EC統合や北米自由貿易協定といった地域統合の動きも、域内の障壁を減らすと同時に域外との障壁も低くするものであれば、世界経済に対してプラスの影響を与えるものとなり得るでしょう。

しかし、その運営のいかんによつては、閉鎖的なブロックを築いてしまふ懸念も残されています。そうなれば、地域の内外を問わず経済効率の妨げになるばかりか、これから発展しようとする国々のチャンスを狭い限定域の中に閉じ込めてしまい、世界経済の発展にとってマイナスの影響を及ぼすこととなります。域外に対する門戸の開放度を高め、開かれた地域統合にすることが肝要とされるゆえんです。

というこの一節がございます。

インドネシアのボゴールで開催されたAPECでは、まず経済先進国に限り十年早い二〇一〇年に、そして続いてその十年後の二〇二〇年までに世界最大の自由貿易地域を打ち立てるとする声明がなされました。ドイツIFO研究所理事で欧日経済センター所長のヘルムート・ラウマー氏は、この大胆なビジョンが現実のものとなるか否かは加盟諸国の関心に大きな行き違いがある事実を見れば大いに疑問である、こういうふうな疑問を呈しておられます。二〇一〇年の貿易の完全自由化を達成するもくろみも、日米貿易摩擦が過熱化を

繰り返している現状下では甚だ非現実的と言えよう、こういうこともおっしゃっておられます。

WTOの機能を十二分に生かすには、APECの貿易完全自由化の達成というものが必要だと思います。達成のために外交の面では何が問題なのか、通商の面では何が問題なのかということをお考えがあればお答えをお願いしたいと思えます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 外交の面につきましては副総理からお答えをいたたくとして、私の立場から申し上げたいことは次のようなことにかかると思っています。

そのAPECの中に不協和音がないといえればこれはうそになります。そして、アメリカはアメリカ型の経済開発を考えて物を言いますし、一方ではEAC構想のようなものも存在をしておるわけでありまして。

しかし私は、その中でボゴール宣言がまとめられたその意義、そしてその中で途上国と先進国との間に時間差を置いた、これを先進国も了承しこれがまとめられた、この意義は非常に大きいと思います。それだけに、今後進めていかなければならないものの中で優先的に取り組むべき順位がそのうちからそこにはあるかと思ひます。

それは一つは基準認証あるいは知的所有権保護制度の整備、そして国際基準などの調和、こうしたことを積み重ねていくことによりまして、貿易、投資に関する制度、それぞれの国の違いを整理しながら調和を進めていくこと、これが優先的に取り組むべき課題と、そのように考えております。

○国務大臣(河野洋平君) 通産大臣は不協和音という言葉で表現をされましたが、APECが極めて重要視しておりますことは多様性を認め合うというところでございまして。開放性、多様性、これがまさにAPECの最も重要なところでございまして、さまざまな意見があるということをお互いに認め合つて、しかし一つの目標に向かって進むという点で合意ができるということが大事だと思ひます。

ます。

確かに議員が御指摘になりましたように、自由化に向かつて進むためには、経済の発展の度合いの違いというものは非常に問題があると思ひます。通産大臣が御指摘になりましたように、このボゴール宣言は、しばしばここで申し上げましたが、先進国の提案であればきつとまとまらなかったと思ひます。それがホストカントリーでもございましてインドネシアの提案だったというところにまた大きな理由があったと思ひます。しかし、我々としては、経済の発展の度合いをできるだけその差を縮めていく。通産大臣は基準・認証を例にお挙げになりましたが、私どもとしては、さらにさまざまな支援をすることによってそのギャップを縮めていく努力をするという必要があると思ひます。

来年、我が国がAPECの議長国になります。冒頭申し上げましたように、その多様性、開放性というものを大事にしながら一つの目標に向かつて進むというのを考えなければならぬ。しかも、アジアにはアジアのテンポがあると思ひます。そのテンポを無視して余り速いテンポを押しつけるというふうなことがあると、それはなかなか難しくなる。しかし、さらばといつてそれは流れないというふうなことではないとも考えながら、来年のAPECの会議に取り組みたいと思ひます。

○西野康雄君 私になぜ「ビジョン・オブ・ジャパン」という著書の中の一節を読み上げたかといいますと、APECのボゴール宣言にある二〇一〇年あるいは二〇二〇年の貿易の自由化ということの文言なんですが、域内の達成ということの意味しているのか、世界に向けたものなのかということが非常に明確ではございません。そういう批判もございまして。

一体、その貿易の自由化ということとは域内なのか、それとも世界に向けて達成をするという意味なのか、その辺の批判に対しての所見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(河野洋平君) 今、開放性ということとでは私は御説明を申し上げるつもりでございました。これはAPEC加盟国が相談をして行うことではあります。外に向かつて開放的な体制をとるということであらうと思ひます。

○西野康雄君 質問通告はしてありませんが、最後に総理に、WTOの特に農業問題に関して農家の方は大変に不安に思つておられます。ですから、きつちり日本の農業を守つていくんだ、そういうふうな御決意をお述べいただければと思ひます。

○国務大臣(村山富市君) もうたびたびこの委員会でも議論をされてお答え申し上げております。WTO全体は日本にとつて大変プラスの面がある。しかし反面、農業問題等厳しい問題も抱えておる。これから日本の農業が国際競争の場裏にさらされる。特にまた、太刀打ちできないような中山間地域を抱えておる。こういう農村全体を見た場合に、単に食糧だけの問題ではなくて国民的な課題として日本の農業をどう維持発展させていくかということが大事なことでございまして、その責任も十分感じながら、これまで十分議論をされておりますような経過も踏まえて、農業を守るために内閣一体となつて取り組む、こういう決意を申し上げた次第でございまして。

○西野康雄君 ありがとうございます。

○委員(矢田部理君) 以上で質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと認める〕

○委員(矢田部理君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○立木洋君 私は、日本共産党を代表し、マラケシュ協定外五件に反対、特許法及び著作権法改正案には賛成の立場で討論を行います。

本協定は、特に農業を初め、我が国の経済や国民生活に甚大な影響があります。しかし、必要な資料さえ提出されず、外交日程に合わせての審議

の打ち切り、採決などは国民の反対の声を全く無視するものであります。多くの問題が未解明であるのに審議を打ち切り、採決を行うのは断じて容認できません。

本協定は、各国の主権を制限する重大な欠陥を持つものであり、結局、多国籍企業の利益優先の世界秩序をつくるものと言わなければなりません。

特に、日本農業に与える影響は重大であります。三度にわたる国会決議を踏みにじり、選挙公約もほごにしてこの協定を批准することは、議会制民主主義の破壊、国民に対する背信行為そのものではありませんか。

稲作農業は民族が営々として築いてきたものであり、国民食糧の確保は言うまでもなく、国土の保全、伝統と文化の基礎をなすものであります。米輸入自由化はやむを得ないなどというものは全くなく、正当な主張によって協定の対象から除外すべきものであります。

また、我が国の鉱工業品の関税引き下げは、今でもアメリカなどより著しく低いのに、さらに先進国中最低水準となり、繊維や皮革など多くの関連産業において中小企業を破滅の危機に追い込むものであります。

さらに、食品の問題についても、国民の安全を基準としたのではなく、貿易拡大を優先させ、国民の生命と健康を危うくするものであります。

とりわけアメリカは、通商法三〇一条を含む国内法が協定に優先するという身勝手な態度をとり、三〇一条の発動が維持され、規制されていまいことは、最も重大な欠陥と言わねばなりません。こうしたアメリカの経済覇権主義の横暴は、日本のみならず世界各国からも非難の対象となっていることは根拠のないことではありません。これでどうして公正公平の世界貿易が進むのでしょうか。

最後に、日本共産党は、WTO協定の修正を求め、公正公平で平等互恵の原則に立つた世界貿易秩序を確立し、国民の利益と主権を真に擁護する

立場で速やかに再交渉を行うよう強く要求して、討論を終わります。

○委員長(矢田部理君) 以上で討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(矢田部理君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件について採決を行います。

本件に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(矢田部理君) 多数と認めます。よって、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(矢田部理君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特許法等の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(矢田部理君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(矢田部理君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(矢田部理君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農産物価格安定法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(矢田部理君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(矢田部理君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(矢田部理君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、北澤俊美君から発言を求められておりますので、これを許します。北澤俊美君。

○北澤俊美君 私は、ただいま可決されました加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、農産物価格安定法の一部を改正する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、新緑風会及び公明党・国民会議の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読いたします。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の
一部を改正する法律案、蘭糸価格安定法
及び蚕糸砂糖糖類価格安定事業団法の一部
を改正する法律案、農産物価格安定法の
一部を改正する法律案及び主要食糧の需
給及び価格の安定に関する法律案に対す
る附帯決議案

我が国の農業は、国民の食生活等に不可欠な農産物の供給や地域経済の活性化等の面で重要な役割を果たしているばかりでなく、生産の場である水田や畑は、森林ともあいまって、国土・自然環境の保全、緑の景観の維持等多面的な公益的機能を発揮している。

このため、国際化時代の進展に対応して、農業の生産基盤を整備し、農産物の需給の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定を図ることは、国の重要な責務である。

よって政府は、世界貿易機関設立協定に関連する農業関係法の施行に当たり、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策予算について従来の農林水産予算に支障をきたさないようにする等国内対策を誠実に推進し、農業者の不安を払拭するとともに、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 カレント・アクセス等によって輸入される乳製品、生糸、繭、でん粉及び小麦の国内市場への供給については、国内産品の需給や価格に悪影響を及ぼさないよう適切に対応すること。

二 乳製品については、需給の安定に努めるとともに、酪農経営の体質強化を図るため、生産基盤の整備、負債対策の充実、担い手の確保等総合的な施策を推進すること。

三 生糸・繭については、先進国型養蚕業の早期確立・普及等生産対策に万全を期するとともに、最近における生糸価格の低迷に対処して適切な対策を講ずること。

四 でん粉については、コーンスターチ用とうもろこしと国内産でん粉との抱き合わせ制度

の適切な運用等により、でん粉原料である甘しよ及び馬鈴しよの安定的な需要の確保に努めるとともに、生産対策の充実を図ること。

五 新たな国際的規律の下で国民に対する主要食糧の安定的供給を確保するため、米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画を定めるに当たっては、国民生活の安定を期するとともに、生産者の意向を十分踏まえ、農業経営の中・長期的安定に配慮すること。

六 生産調整の重要性にかんがみ、その実施に当たっては、生産者の自主性を尊重しつつ、行政と農業団体等が一体となつて取り組むとともに、需給調整が円滑に行われるよう米穀の生産力、流通・在庫量、消費量等を的確に把握し、かつ、営農の安定にも配慮して生産調整目標面積を決定すること。

また、生産調整助成金については、生産調整の実効性確保の観点から踏まえ適正に決定するとともに、政府買入価格については、需給動向等を反映させつつ、再生産が確保されるよう決定すること。

七 ミニマム・アクセスによる輸入米については、国産米の需給及び価格の安定が確保されるよう、新たに加工用、海外援助用などへの活用を真剣に検討するとともに、国産米との品質格差等を適正に勘案して売渡価格を設定すること。

また、平成五年産米の凶作に対処するため緊急輸入した米穀についても、国内産米の流通に悪影響を及ぼさないよう適切に処理すること。

八 米穀の備蓄制度の重要性にかんがみ、政府が第一義的責任をもつてその運営を行うとともに、備蓄数量については、百五十万トンの確保を基本としつつも、需給及び価格の安定を図る見地から余裕をもつて弾力的に運用すること。また、備蓄に伴うコスト負担につき国民の理解が得られるよう努めること。

九 計画流通制度の運営に当たっては、生産者

ごとに定める計画出荷基準数量について生産者の意向を十分反映させるとともに、出荷契約について作況変動等による事情の変化を反映させる仕組みとし、あわせて計画出荷米が安定的に供給されるよう米穀の生産者等に対し適切な助成措置を講ずること。

また、計画出荷米以外の米穀の売渡しに係る生産者の届出制度については、米穀の安定供給に支障をきたさないよう運営するとともに、その手続について極力簡素化すること。

十 流通規制の緩和に当たっては、産地間の過当競争、流通の混乱、不当な価格操作等不利の事態が生ずることのないよう十分に配慮するとともに、小売業者等販売業者の業種転換や体質強化等が円滑に図られるよう、その対策に万全を期すること。

また、万一の緊急事態に備えるため、配給等を実施し得る体制の整備に配慮すること。

十一 米穀の品質、安全性等に対する国民の関心の高まりに対応するため、国営検査がこれまで果たしてきた役割に配慮し、必要な施設、効率的体制の整備を促進するとともに、農産物検査制度の在り方について検討すること。

また、年産・産地品種銘柄などの表示については、消費者の商品選択のよりどころとなるばかりでなく、米穀の適正かつ円滑な流通を確保する上で不可欠であることから、一層の整備を図ること。

十二 豊作等により米価が著しく低落する場合等においては、備蓄の運用と自主流通法人が行う調整保管を適切に関連付けて実施するとともに、調整保管の暴落時対策としての重要性にかんがみ、国も必要な支援措置を講ずること。

また、自主流通米価格形成センターについては、自主流通米の取引の指標となる価格が適正に形成されるよう、公正な運営に努めること。

十三 国際化時代に対処し、米穀の生産力の向上を図るため、生産基盤の整備の促進、担い手の確保等必要な諸施策の充実に努めること。

また、米の需要を拡大するため、米についての正しい知識の普及、新しい米加工品の開発等を促進すること。

十四 畑作地域における輪作作物、水田における転作作物等としての麦の重要性にかんがみ、国内農業における麦作の位置付けを明確にするとともに、品質の改善と生産振興対策を充実すること。

右決議すること。

以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(矢田部理君) ただいま北澤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長(矢田部理君) 多数と認めます。よつて、北澤君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、大河原農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。大河原農林水産大臣。

○国務大臣(大河原太一 郎君) ただいま御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(矢田部理君) なお、各案件の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(矢田部理君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(矢田部理君) これより諸願の審査を行います。第三号ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の承

認反対に関する諸願外百六十九件を議題といたします。

これらの諸願につきましては、理事会において協議の結果、いずれも保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(矢田部理君) 御異議ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。
これにて散会いたします。
午後零時九分散会

平成六年十二月十四日印刷

平成六年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K